

静岡県立高等学校第二次長期計画

平成27年度を見通して

平成17年3月

静岡県教育委員会

はじめに

今日、少子・高齢化、情報化、国際化の進展、地球環境問題の深刻化等、社会は大きな変化に直面しています。また、人々は、経済的な豊かさを求めるだけでなく多様な選択肢の中で個性的な生き方を追求し自己実現することを望むようになってきました。

このような中、静岡県は、豊かな快適空間と有徳の志が織りなす「魅力ある“しずおか”」の実現をめざす「魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン」の基本計画の一つとして、人づくりを掲げ、未来を拓くために何かができる“意味ある人”づくりの推進を図っております。

これを受けて、静岡県教育委員会は、学校、家庭、社会が連携協力した人づくりを進めるため、平成14年9月に静岡県教育計画「『人づくり』2010プラン」を策定し、施策の基本方向の一つとして、「こころざし」を持った子どもを育てる学校教育の充実を掲げ、高等学校等の在り方についての研究・検討の必要性を示しました。

県教育委員会は、研究を進める中、平成16年2月2日付けで設置した「静岡県立高等学校第二次長期計画検討委員会」に、平成27年度（2015年度）を見通した県立高等学校等の在り方についての検討を依頼し、平成17年1月に同検討委員会から最終報告をいただきました。

「静岡県立高等学校第二次長期計画」は、「静岡県立高等学校第二次長期計画検討委員会」の最終報告及び平成17年2月の「静岡県産業教育審議会」の答申を十分尊重し、平成27年度（2015年度）を見通した県立高等学校等の在り方を定めたものです。

この計画は、今後も引き続き予想される少子化の中で、生徒数の減少が見込まれること、社会の大きな変化の中で個性的な生き方が求められていること等を踏まえ、静岡県の教育の基本目標・基本方針等を念頭に置きながら、静岡県の高校生を静岡県が責任を持って育てるため、生徒及び社会の多様なニーズの現状にこたえ、かつ、将来にも対応することのできる「自己を確立し未来を創造する高等学校教育の充実」等を基本的視点として策定したものです。具体的には、公私別生徒受入れの在り方、通学区域（学区）の在り方、普通科・専門学科・総合学科の在り方、全日制課程普通科の単位制高等学校の在り方、共生・共育の在り方、中高一貫教育校の在り方、全日制・定時制・通信制の各課程の配置等の在り方、開かれた学校づくりの在り方、その他教育条件の整備確立の在り方に関する県の基本方向をここに示しています。

今後、県教育委員会としては、国の教育改革の動向を踏まえるとともに、市町村教育委員会、学校関係者、さらには広く県民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、計画の実現に向けて努力を重ねるとともに、絶えず計画の進捗状況や見直しの必要性等について点検・評価に努めてまいりたいと考えております。

平成17年3月

静岡県教育委員会教育長 鈴木 善彦

目 次

計画の策定に当たって	1
1 計画の趣旨及び性格	1
2 計画の期間及び対象	1
3 計画の基本的視点	1
4 計画の概要	1
高等学校教育に関する現状（展望）及び課題	3
1 高等学校教育に関するニーズ及びその充足状況等の現状	3
(1) 生徒及び社会のニーズの現状	3
ア 生徒のニーズの現状	3
イ 社会のニーズの現状	4
(2) 生徒受入れ及び卒業後の進路の状況	4
ア 生徒受入れの現状	4
イ 卒業後の進路の状況	5
2 高等学校教育に関するニーズ及びその充足状況等の将来展望	6
(1) 生徒及び社会のニーズの将来展望	6
ア 生徒のニーズの将来展望	6
イ 社会のニーズの将来展望	6
(2) 生徒受入れ及び卒業後の進路の将来展望	6
3 高等学校教育に関する課題	7
現行長期計画の中間見直し	7
静岡県の教育の基本目標・基本方針等	9
1 静岡県の教育の基本目標	9
2 静岡県の教育の基本方針	9
3 静岡県の学校教育の基本方向	9
県立高等学校等の今後の在り方	10
1 静岡県の高等学校教育等の総括的な基本方向	10
2 個別の重要項目ごとの基本方向	10
(1) 高等学校の全日制課程の公私別生徒受入れの在り方	11
ア 高等学校の全日制課程の公私別生徒受入れの現状（展望）及び課題	11
イ 公立高等学校における生徒受入れの基本方向	11
(2) 県立高等学校の通学区域（学区）の在り方	12
ア 県立高等学校の通学区域の現状（展望）及び課題	12
イ 県立高等学校の通学区域の基本方向	12
(3) 県立高等学校の普通科・専門学科・総合学科の在り方	12
ア 県立高等学校の普通科・専門学科・総合学科の現状（展望）及び課題	12

イ	県立高等学校の普通科・専門学科・総合学科の基本方向	13
(ア)	普通科・専門学科・総合学科の教育の基本方向	13
a	各教科に関する基本方向	14
(a)	授業改善の推進	14
(b)	各教科における特色ある学校づくりの推進	15
b	特別活動等の基本方向	16
c	総合的な学習の時間の基本方向	17
(a)	指導のねらい	17
(b)	学習活動を行うに当たっての配慮事項	17
d	生徒指導の基本方向	17
e	キャリア教育の基本方向	18
(a)	職業人として必要な資質・能力の育成	18
(b)	インターンシップの推進	19
(イ)	普通科・専門学科・総合学科の体制整備の基本方向	19
a	普通科の基本方向	19
b	専門学科の基本方向	19
(a)	職業に関する専門学科	19
(b)	その他の専門学科	21
c	総合学科の基本方向	21
(4)	県立の全日制課程普通科の単位制高等学校の在り方	22
ア	県立の全日制課程普通科の単位制高等学校の現状（展望）及び課題	22
イ	県立の全日制課程普通科の単位制高等学校の基本方向	22
(5)	県立高等学校の共生・共育の在り方	23
ア	県立高等学校の共生・共育の現状（展望）及び課題	23
イ	県立高等学校の共生・共育の基本方向	23
(6)	県立の中高一貫教育校の在り方	23
ア	県立の中高一貫教育校の現状（展望）及び課題	23
イ	県立の中高一貫教育校の基本方向	24
(7)	県立高等学校の全日制・定時制・通信制の各課程の配置等の在り方	24
ア	県立高等学校の全日制課程の配置等の在り方	24
(ア)	県立高等学校の全日制課程の配置等の現状（展望）及び課題	24
(イ)	県立高等学校の全日制課程の配置等の基本方向	25
a	適正な学級編制の基本方向	25
b	適正規模の基本方向	25
c	適正配置の基本方向	26
イ	県立高等学校の定時制課程の配置等の在り方	26
(ア)	県立高等学校の定時制課程の配置等の現状（展望）及び課題	26
(イ)	県立高等学校の定時制課程の配置等の基本方向	27
a	適正な学級編制の基本方向	27
b	適正規模の基本方向	27

c	適正配置の基本方向	27
ウ	県立高等学校の通信制課程の配置等の在り方	28
(ア)	県立高等学校の通信制課程の配置等の現状(展望)及び課題	28
(イ)	県立高等学校の通信制課程の配置等の基本方向	28
(8)	県立高等学校の開かれた学校づくりの在り方	29
ア	県立高等学校の開かれた学校づくりの現状(展望)及び課題	29
イ	県立高等学校の開かれた学校づくりの基本方向	29
(9)	県立高等学校のその他教育条件の整備確立の在り方	30
ア	県立高等学校の教職員の資質向上の在り方	30
(ア)	県立高等学校の教職員の資質向上に関する現状(展望)及び課題	30
(イ)	県立高等学校の教職員の資質向上に関する基本方向	30
イ	県立高等学校の学校施設・設備の整備・充実の在り方	31
(ア)	県立高等学校の学校施設・設備に関する現状(展望)及び課題	31
(イ)	県立高等学校の学校施設・設備に関する基本方向	31
3	具体的な再編整備等の主な基本方向	32
(1)	賀茂地区	32
(2)	田方地区	32
(3)	沼駿地区	32
(4)	富士地区	32
(5)	清庵地区	32
(6)	静岡地区	33
(7)	志榛地区	33
(8)	小笠地区	33
(9)	磐周地区	33
(10)	西遠地区	34

用語解説

資料編

計画の策定に当たって

1 計画の趣旨及び性格

この計画は、精神的に自立し、思いやりの心を持って、何かができる「未来をひらく『意味ある人』づくり」を基本目標とし、生涯にわたって学び続け、新しい知識や能力を主体的に獲得し発揮できる人づくりをめざす「『人づくり』2010 プラン」を踏まえながら、本県の高等学校教育に関する現状（展望）及び課題を明らかにし、今後の県立高等学校等の基本方向を示すものである。

2 計画の期間及び対象

この計画の期間及び対象については、次の表に掲げるとおりとする。

計画の期間	おおむね平成17年度（2005年度）から平成27年度（2015年度）までの10年間とする。
計画の対象	基本的には県立高等学校等とするが、今後の県立高等学校の在り方を明確にする上で必要な範囲で、市立高等学校も含めて記述する。

3 計画の基本的視点

この計画では、本県の教育の基本目標・基本方針等を念頭に置きながら、本県の高校生を本県が責任を持って育てるため、生徒及び社会の多様なニーズの現状にこたえ、かつ、将来にも対応することのできる「自己を確立し未来を創造する高等学校教育の充実」等をめざすことを基本的視点とする。

4 計画の概要

この計画の概要は、次頁に掲げるとおりである。

「静岡県立高等学校第二次長期計画の概要」

<p>高等学校教育に関する現状（展望）及び課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校卒業業者数は、平成16年3月の40,121人から平成27年3月には約36,000人（約9割）に減少することが見込まれる。 ・ 多様な選択肢の中から一人一人が個性的な生き方を追求し、自己実現できることを一層求めるようになる。 ・ 経済のサービス化、少子・高齢化、情報化の進展、地球環境問題の深刻化等に伴う社会の人材ニーズの変化が見込まれる。 ・ 本県の主体的な判断に基づき、高等学校教育の充実・発展のために必要な施策の充実を図ることが課題である。 ・ 生徒数の減少、生徒のニーズの変化及び時代の進展に伴う社会のニーズの変化に適切に対応できる高等学校教育を実現することが課題である。 	
<p>現行長期計画の中間見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい入学者選抜制度の実施及び市町村合併の進行により、通学区域の在り方について検討が必要となっている。 ・ 公私別生徒受入れの在り方について、様々な課題があることから検討が必要となっている。 ・ 中高一貫教育や共生・共育等の新たな教育システムについて、実施校の状況等を踏まえた検討が必要となっている。 	
<p>本県の教育の基本目標・基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「未来をひらく『意味ある人づくり』」を基本目標とし、その目標を達成するための基本方針を「豊かな感性、確かな知性、健やかな心身」の育成とする。 	
<p>県立高等学校等の今後の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「自己を確立し未来を創造する高等学校教育の充実」、「共に学び合う開かれた学校づくり」及び「中等教育の多様化を推進する中高一貫教育の充実」を高等学校等にかかわる総括的な基本方向とする。 	
<p>県立高等学校等における個別の重要項目ごとの基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「一人一人の個性を生かして社会の様々なニーズにこたえることのできる多様な人材を育成すること」及び生徒受入れについては、「生徒及び社会の双方の多様なニーズを踏まえたものになるようにすること」をめざす。 	
<p>生徒受入れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立高等学校は、当面は、目安として高等学校進学者の3分の2を受け入れるものとする。 ・ 「公私協」で適切な協議を行うとともに、有識者の意見も取り入れつつ、引き続き検討する。
<p>通学区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には通学区域を撤廃する方向で検討する。
<p>普通科 専門学科 総合学科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通科等、専門学科、総合学科の生徒割合は、67：30：3から65：25：10となるように検討する。 ・ 総合学科は、通学可能な範囲に1校程度を目途に改組・整備を進めることを検討する。
<p>単位制高等学校（全日制課程普通科）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位制システムを導入することにより、高等学校が抱えている課題を解決でき、一層活性化が図られると判断される高等学校について導入を検討する。
<p>共生・共育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施校の成果や余裕教室の状況等を踏まえ、養護学校分校の設置を検討する。
<p>中高一貫教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 併設型は、実施校の状況、地域バランスや関係地域の意向等を踏まえ、設置を検討する。 ・ 中等教育学校は、併設型実施校の状況等を踏まえ、設置を検討する。 ・ 連携型は、関係地域の意向等を十分踏まえ、実施を検討する。
<p>全日制課程 定時制課程 通信制課程</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全日制課程は、1学年6～8学級を適正規模とし、1学年4学級以下になる高等学校、産業従業者数等に見合った規模になっていない高等学校等は、再編整備を検討する。（過疎地域にある高等学校等は弾力的に対応） ・ 定時制課程の単位制高等学校は、中部地域及び西部地域に加え、東部地域でも早急に整備を検討する。 ・ 定時制課程（夜間）は、同一学区又は地区内に3校以上ある場合等には、定時制課程の単位制高等学校の整備等と併せ、再編整備を検討する。 ・ 通信制課程は、中部地域のほか東部地域及び西部地域でも平日スクーリング等が可能となるシステムについて、分校方式等も含め検討する。
<p>教職員 施設・設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の資質向上及び学校施設・設備の整備・充実について検討する。

高等学校教育に関する現状（展望）及び課題

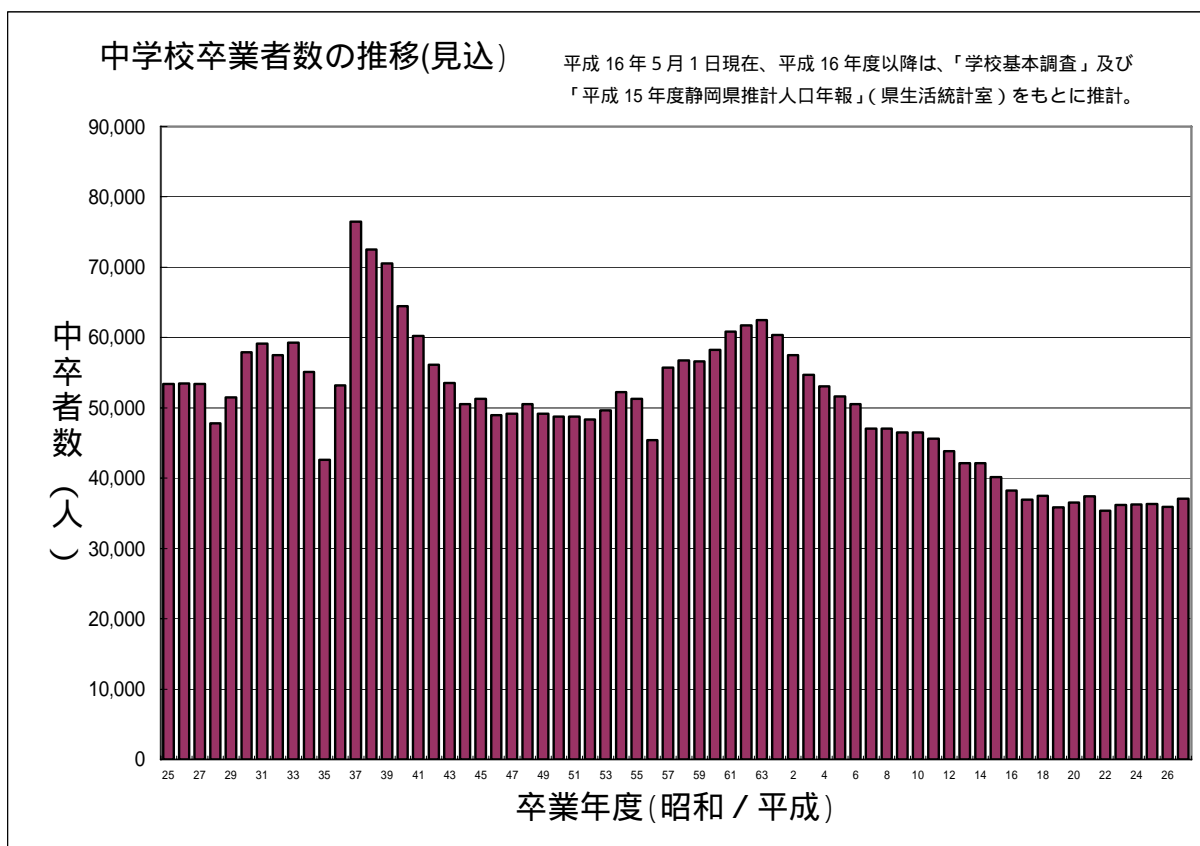
1 高等学校教育に関するニーズ及びその充足状況等の現状

(1) 生徒及び社会のニーズの現状

ア 生徒のニーズの現状

中学校卒業生数は、近年では平成元年3月に62,506人とピークを迎えた後、減少傾向にあり、平成16年3月には40,121人まで減少している。しかし、県教育委員会が例年9月に中学校3年生を対象に実施している中学校卒業後の進路希望調査によると、県内外の高等学校等への進学希望者は、卒業予定者の97%前後で推移していることから、高等学校教育に対する生徒のニーズは、引き続き大きいといえる。また、平成16年9月実施の同調査における公立高等学校の学科別希望者は、普通科等が68.6%、職業に関する専門学科が28.1%、総合学科が3.3%となっている。

このように多くの中学校卒業生が高等学校等への進学を希望する中で、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化は一層進み、個性を生かした自己実現を望む傾向も、年々強まっていると考えられる。



イ 社会のニーズの現状

社会のニーズの動向について、特に本県の産業別の人材ニーズを中心に見てみると、平成13年10月1日現在の産業大分類別従業者数では、製造業が最も大きく、続いて卸売・小売・飲食店、サービス業、建設業等の順になっている。なお、農業就業人口は、平成7年2月1日現在で123,857人であったが、平成12年2月1日現在では112,274人（農林水産省「農業センサス累年統計書」）となっている。

産業従業者数の推移（総務省統計局「事業所・企業統計調査報告」）（各年とも10月1日現在）

項目	平成3年	平成8年	平成13年
産業従業者総数	1,898,086人(100.0%)	1,938,349人(100.0%)	1,887,611人(100.0%)
製造業従業者数	631,752人(33.3%)	585,661人(30.2%)	537,107人(28.5%)
卸売・小売・飲食店従業者数	461,183人(24.3%)	500,758人(25.8%)	495,891人(26.3%)
サービス業従業者数	415,337人(21.9%)	450,714人(23.3%)	476,246人(25.2%)
建設業従業者数	150,118人(7.9%)	159,176人(8.2%)	143,318人(7.6%)
その他従業者数	239,696人(12.6%)	242,040人(12.5%)	235,049人(12.4%)

平成3年から平成13年までの10年間の産業従業者数の動向をみると、本県の就業者は平成8年まで増加していたが、平成8年の1,938,349人をピークに、一転して減少し、平成13年では1,887,611人と、5年間で50,738人、率にして2.6%の減少になっている。

また、産業別でみると、建設業と製造業が大幅な減少となっており、特に製造業はこの10年間で15.0%減少している。一方、サービス業においては、この10年間で60,909人、率にして14.7%の大幅な増加となっている。

このように、本県では産業従業者のうち、第2次産業従業者の割合が減少し、第3次産業従業者の割合が一層高まってきている。

なお、平成13年における本県の中小企業従業者は1,417,264人となっており、これは公務員を除く従業者総数の77.1%を占めている（総務省統計局「事業所・企業統計調査報告」）。言い換えれば、本県の従業者総数の8割近くは、中小企業に従事しており、中小企業の人材ニーズの比率が大きいことがうかがわれる。

(2) 生徒受入れ及び卒業後の進路の状況

ア 生徒受入れの現状

生徒受入れについては、県内中学生の高等学校等進学率が平成2年3月において初めて95%を超え、平成16年3月の卒業生で97.1%であること等から、高等学校等への進学を希望する生徒については、おおむね受入れができていていると考えられる。これを更に具体的に見ると、次の表のとおりである。

高等学校等における生徒受入れの状況（各年とも5月1日現在）

項 目	平成11年	平成16年
公私立高等学校等への進学者数	45,036人 (進学率96.8%)	38,957人 (進学率97.1%)
公私立高等学校等への進学者数 (通信制課程を含まない)	44,196人 (進学率95.0%)	38,289人 (進学率95.4%)
公私立高等学校(全日・定時)への進学者数 (高等専門学校、養護学校高等部を含まない)	43,883人 (進学率94.3%)	37,908人 (進学率94.5%)
公私立高等学校(全日・定時)の生徒数	129,435人	115,433人
公立高等学校(全日・定時)の生徒数	88,398人	78,948人
私立高等学校(全日)の生徒数	41,037人	36,485人
公立高等学校(通信)の生徒数	2,482人	2,700人
公私立高等学校(全日)の生徒受入れ比率 公立高等学校(全日)の学科別受入れ比率	おおむね公立2：私立1 普通科66%、その他の 専門学科2%、職業に 関する専門学科31%、 総合学科1%	おおむね公立2：私立1 普通科64%、その他の 専門学科3%、職業に 関する専門学科30%、 総合学科3%
県立高等学校の設置総数	100校(うち分校1校)	100校(うち分校1校)
県立高等学校の課程別設置数	全日制課程98校(うち 分校1校)、定時制課程 24校、通信制課程1校	全日制課程98校(うち 分校1校)、定時制課程 23校、通信制課程1校
県立高等学校(全日)の平均募集学級数 (過疎地域自立促進特別措置法による指定地域の6校を除く)	7.3学級/校	6.2学級/校

全日制課程においては、公立高等学校と私立高等学校でおおむね2：1の比率で生徒を受け入れており、また、公立高等学校の学科別には、普通科64%、その他の専門学科3%、職業に関する専門学科30%、総合学科3%といった受入れ状況になっている。

イ 卒業後の進路の状況

公立高等学校の平成15年度卒業生の高等教育機関等(大学・短期大学等及び専修学校等)への進学率は70.1%に上っている。

特に最近では普通科を設置する高等学校からの進学者だけでなく、職業に関する専門学科からの進学者(高等教育機関等への進学率は約46%＜大学・短期大学等20.1%、専修学校等25.6%＞)も増えている。

公立高等学校卒業者の進路の状況(各年とも5月1日現在)

進 路	平成11年	平成16年
大学・短期大学等進学率	47.1%	46.2%
専修学校等進学率	21.7%	23.9%
就職者の比率	23.1%	22.1%
無業者・その他の比率	8.1%	7.8%

2 高等学校教育に関するニーズ及びその充足状況等の将来展望

(1) 生徒及び社会のニーズの将来展望

ア 生徒のニーズの将来展望

生徒のニーズを生徒数の側面から展望すると、中学校卒業生数の減少傾向は今後も続き、平成16年3月の卒業生数（40,121人）を100とした場合、平成27年3月卒業見込み者数（約36,000人）は約10%減少の90程度になる。

これを学区別に見ると、特に減少幅の大きい第1学区（賀茂）、第6学区（静岡）、第8学区（小笠）及び第9学区（磐周）では平成27年までに現在と比べ約15～20%の減少が見込まれる。しかし、第10学区（西遠）については、平成27年の中学校卒業生数は、平成16年とほとんど変化がないことが見込まれる。

一方、生徒のニーズを質的な側面から見ると、経済的な豊かさだけでなく、多様な選択肢の中から一人一人が個性的な生き方を追求し、自己実現を図ることを一層求めるようになると予想される。

イ 社会のニーズの将来展望

社会のニーズを産業構造の動向の側面から展望すると、引き続き製造業、卸売・小売・飲食店、サービス業等に関連する人材ニーズが大きいと考えられる。また、物的な財の生産よりも企画、技術開発、情報収集、マーケティング等のソフト部門のサービス生産の比重が高まるなど、経済のサービス化に伴い、製造業や建設業の第2次産業の人材ニーズが減少し、サービス業を中心とする第3次産業の人材ニーズが増加することが考えられる。

なお、少子・高齢化及び情報化の一層の進展や地球環境問題の深刻化等に伴い、福祉、情報、環境保全に関連する人材のニーズが高まることも予想される。

(2) 生徒受入れ及び卒業後の進路の将来展望

生徒受入れの面から展望すると、これまでの中学校卒業生の進学実績等を踏まえ、平成27年度における高等学校等進学率（通信制課程を含まない）を96%程度と推計すれば、約34,600人程度の高等学校等進学者を本県の公立高等学校等において受け入れる見込みとなる。

また、過疎地域の高等学校や分校（過疎地域自立促進特別措置法による指定地域の6校）を除く県立高等学校全日制課程の平均募集学級数は、「現行長期計画」に基づく5地区10校の再編整備が完了した場合、平成16年度の6.2学級から平成27年度には5.9学級程度となることが見込まれるが、学区ごとに状況は大きく異なっている。具体的に、平成27年度の公立高等学校の募集学級数を学区ごとに推計してみると、1校当たりの学級数は、例えば、第1学区（賀茂）では約4.5学級、第6学区（静岡）では約6.2学級、第10学区（西遠）では約7.1学級となることが見込まれる。

なお、卒業後の進路については、今後とも大学等の上級学校への高い進学率が維持

されるとともに、一層の多様化が進むことも予想される。

3 高等学校教育に関する課題

以上のことから、高等学校教育については、本来の使命を踏まえつつ、本県教育の目標や方向性を改めて明確に示した上で、具体的な今後の在り方について検討することが必要であり、次のようなことが基本的な課題となっている。

- ・ 静岡県の高校生を静岡県が責任を持って育てることが求められており、本県の主体的な判断に基づき、高等学校教育の充実・発展のために必要な施策の充実を図ること。
- ・ 生徒数の減少、生徒のニーズの変化及び時代の進展に伴う社会のニーズの変化に適切に対応できる高等学校教育を実現すること。
- ・ 生徒及び社会のニーズの充足に資する教育条件の整備確立を図ること。

現行長期計画の中間見直し

「現行長期計画」を策定した平成12年当時から5年経過し、教育を取り巻く環境にいくつかの大きな変化が生じてきた。したがって、「現行長期計画」における基本方向の一部を見直した上で、平成27年度を見通した新たな計画を策定することとした。教育を取り巻く主な環境の変化については、次のとおりである。

- ・ 「現行長期計画」においては、平成22年度を見通した高等学校等進学率（通信制課程を含まない）を97%程度と想定したが、計画策定後の5年間は、94.4%～95.4%で推移しており、今後の生徒及び社会のニーズを勘案すると、平成27年度の高等学校等進学率（通信制課程を含まない）は96%程度と推計される。なお、少子化傾向に伴う中学校卒業者数は、引き続き減少することが明らかになっている。
- ・ 平成15年度から新しい入学者選抜制度を実施したことに伴い、「静岡県立高等学校の通学区域に関する規則（平成3年教育委員会規則第10号）」（以下「通学区域規則」という）を改正し、前期選抜においては通学区域を越えて県内全域の高等学校を志願でき、後期選抜においては隣接学区へも志願できるようになったことに加え、旧清水市と旧静岡市との合併をはじめ、市町村合併の動きが活発になってきている。こうしたことから、通学区域の在り方について検討が必要となっている。
- ・ 平成15年7月に本県企画部から「費用対効果の高い高校教育実現の提案」（以下「提案」という）が出され、これを受けて公私間の協議を行い、平成16年度の生徒募集計画においては、公立は進学希望者のおおむね3分の2程度を上限とし、私立は募集定員に上限を設けないこととした。しかしながら、様々な課題があることから、今後の公私別の生徒受入れの在り方について検討が必要となっている。
- ・ 「現行長期計画」策定時には、本県では中高一貫教育が未実施であった。また、共生・共育についても、高等学校に養護学校の分校（高等部）を設置していなかった。こうした新たな教育システムについて、実施校の状況等を踏まえた検討が必要と

なっている。

「現行長期計画」の具体的方向

「現行長期計画」の基本計画に示されている今後の目標を達成するための具体的な方向のうち、主なものは次のとおりである。

検討項目	現行長期計画
特色ある学校づくり	普通科等：専門学科：総合学科の募集定員の割合をおおむね68：31：1から65：25：10とする。
	全日制課程普通科の単位制高等学校を各学区1校程度を目途に改組・整備する。
	定時制課程の単位制高等学校を東部・西部地域に改組・整備する。
	中高一貫教育については、「静岡県中高一貫教育研究会議」の研究経過を踏まえ、更に検討を進める。（中高一貫教育校を4地区に設置）
	男女共学化、適切な学科改善等を行う。
高等学校の適正な規模と配置	適正規模はおおむね6～8学級（全校生徒数720～960人）とする。
	5地区において再編整備（10校 5校）を行う。
	定時制課程23校を15～17校に再編整備を行う。
公私別生徒受入れ	目安として進学希望者のうち、公立が3分の2を受け入れるものとする。
	通学区域は10学区を存続する。

静岡県の教育の基本目標・基本方針等

静岡県教育委員会では、新しい時代が要請する課題に適切に対応し、本県の教育行政の更なる振興を図るために、平成22年度（2010年度）を目標年次にした静岡県教育計画「『人づくり』2010プラン」を平成14年9月に策定した。

「『人づくり』2010プラン」に基づいた、本県のめざす基本目標・基本方針等については、以下のとおりである。

1 静岡県の教育の基本目標

時代が大きな転換期を迎える中、静岡県の将来は、人づくりが何よりも重要な鍵を握っていることを踏まえ、本県の教育は、「未来をひらく『意味ある人』づくり」を基本目標としている。

「意味ある人」とは、次の3つの条件を備えていることをめざしている。

自分の個性に自信を持ち、自らの目標に向かって主体的に活動している「何かができる人」

自分らしく生きるためには、自らの行動に責任を持たなければならないことを認識している「精神的に自立している人」

多様な生き方を認め、他者の個性を尊重できる「思いやりのある人」

2 静岡県の教育の基本方針

「未来をひらく『意味ある人』づくり」という基本目標を達成するため、本県の教育の基本方針を「豊かな感性、確かな知性、健やかな心身」の育成としている。「豊かな感性」とは、生命を尊重する心や他人を思いやる心、感動する心等の豊かな人間性を意味し、「確かな知性」は、習得した知識や技能を活用する力や、自ら学び自ら考え、主体的に判断し、責任を持った行動がとれる資質・能力を指し、「健やかな心身」とは、それらを支える、たくましく、しなやかな心身のことである。

3 静岡県の学校教育の基本方向

現代日本は工業化による経済成長を遂げて、生活文化面では国民のニーズの多様化、個性化、高度化が進展し、日本人の求める生活の豊かさの内容は、物の豊かさから心の豊かさへ、画一・均質から多様性・選択の自由の拡大等の方向へ向かってきた。こうした社会の成熟化が進展する中、学校教育においては、完全学校週5日制や新学習指導要領を実施することにより、個性を重視し、ゆとりの中で「生きる力」を育成するよう努めてきた。しかしながら、全国的に子どもの学力をめぐる議論が巻き起こり、本県においても、学校教育の在り方に対する県民の関心が高まっている。

こうした社会の動向等を踏まえ、本県教育の基本目標・基本方針を達成するため、学校教育の充実を図り、「こころざし」を持った子どもを育てるよう、次のことを基本方向としている。

子どもたち一人一人が、知識や技能とともに、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力等を含めた「確かな学力」を身に付けられるよう、基礎・基本の上に、自ら学び自ら考える力の育成を図る。

表現力、理解力、コミュニケーション能力等の国語力や英語力の育成とともに、理数能力の育成を重視する。

基本的な生活習慣、社会におけるモラルやマナー等を身に付ける指導の充実を図るとともに、「自分とは異なるもの」を尊重しながら共に生きていく姿勢をはぐくむ「心の教育」を推進する。

一人一人がそれぞれの持つ「自分らしさ」に気づき、社会とのかかわりの中で、自信を持って自らの目標に向かって主体的に努力することができる「『こころざし』を持った子ども」の育成を図る。

高い専門性に裏付けられた教科指導力を持つとともに、教育への熱意と子どもへの愛情にあふれた「頼もしい先生」づくりに努める。

県立高等学校等の今後の在り方

1 静岡県高等学校教育等の総括的な基本方向

静岡県の学校教育の基本方向を受けた本県高等学校教育等にかかわる総括的な基本方向は、次のとおりである。（『人づくり』2010プラン）

項 目	内 容
自己を確立し未来を創造する 高等学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎・基本の確実な定着と個性を生かす教育の充実 ・自ら学び、自ら考え、課題解決に主体的に取り組む生徒の育成 ・社会の中で自己を見つめ、考え、行動する「こころざし」の育成 ・教育内容の多様化と柔軟なシステムの推進 ・心身共に健康で安全な生活を営む実践力の育成
共に学び合う開かれた学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の教育資源の活用の推進 ・学校の生涯学習センターとしての機能の充実 ・開かれた学校運営の推進
中等教育の多様化を推進する 中高一貫教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・個に応じた教育を展開する中高一貫教育の推進 ・中高一貫教育校の特色化の推進

2 個別の重要項目ごとの基本方向

「自己を確立し未来を創造する高等学校教育の充実」を図るため、本県の高等学校教育等の総括的な基本方向を踏まえ、「一人一人の個性を生かして社会の様々なニーズにこたえることのできる多様な人材を育成すること」及び生徒受入れについては、

「生徒及び社会の双方の多様なニーズを踏まえたものになるようにすること」をめざす。その際、人として共通に求められる社会的常識や学力の基礎・基本を押さえた上で、多様化・個性化に対応するものとする。

(1) 高等学校の全日制課程の公私別生徒受入れの在り方

ア 高等学校の全日制課程の公私別生徒受入れの現状（展望）及び課題

本県には、地方公共団体が設置する公立高等学校と学校法人が設置する私立高等学校があり、公立高等学校の生徒受入れ計画について協議する場として、「静岡県公立高等学校協議会」が設けられている。この協議会は、第二次生徒急増期を前にした昭和50年に、公私協調のもとに生徒の受入れを行うことをねらいとして設置されたものである。

本県では、このような協議会の設置の経緯のほか、生徒減少期においても「従来の経過を尊重し、公立2、私立1の割合を維持する」という「静岡県高等学校生徒受入れの長期計画策定委員会」の報告（平成2年12月）の考え方を踏まえ、公立高等学校は、高等学校進学者のおおむね3分の2、私立高等学校はおおむね3分の1の受入れを実施してきた。

平成15年7月に県企画部から「提案」が出され、平成16年度及び平成17年度の入学選抜においては、公立高等学校の募集定員が高等学校進学者のおおむね3分の2であるのに対し、私立高等学校は募集定員の制限を設けず、3分の1を超えて募集定員を設定した。

こうした中、生徒及び社会のニーズを踏まえ、今後の公私別生徒受入れの在り方をどうするかが課題となっている。

イ 公立高等学校における生徒受入れの基本方向

生徒受入れについては、すべての県民が、ひとしく教育を受けられる機会を保障するため、平成27年度の高等学校等進学率（通信制課程を含まない）を96%程度と想定する。公立高等学校における生徒受入れについては、生徒及び社会のニーズを踏まえる必要がある一方、中学校卒業生数の減少が見込まれる中で、本県の安定した教育の推進にも配慮する必要があるため、当面は、目安として高等学校進学者の3分の2を受け入れ、今後とも「静岡県公立高等学校協議会」において適切な協議を行うものとする。

また、公立高等学校と私立高等学校のそれぞれが果たすべき役割や公私別生徒受入れの在り方について、有識者の意見も取り入れつつ、引き続き検討する。

なお、生徒受入れについては、次のことに留意するものとする。

- ・ 県立高等学校については、充実した教育を実践し、学校の活力を維持するなどのために、高等学校を設置する市との連携を図りつつ、その配置及び規模の適正化に努める。
- ・ 長期的には、県民の期待に適切にこたえられるよう、各県立高等学校がそれぞれの

特性を生かし、一層魅力ある学校づくりに努める。

(2) 県立高等学校の通学区域（学区）の在り方

ア 県立高等学校の通学区域の現状（展望）及び課題

通学区域は、「通学区域規則」により規定され、全日制課程の普通科については、第1から第10までの10学区が定められており、全日制課程の専門学科及び総合学科、定時制課程並びに通信制課程は県内全域となっている。

平成15年度からの新しい入学者選抜制度の実施に伴い「通学区域規則」を改正し、全日制課程の普通科については、前期選抜では通学区域を越えて県内全域の高等学校を志願でき、後期選抜では隣接学区へも志願できることとした。

このような中、全日制課程の普通科における全募集定員に対する隣接学区からの合格者の割合は、平成14年度の6.1%から、平成15年度は8.0%、平成16年度には8.6%となり、生徒の学校選択幅が拡大された。

また、平成16年9月に実施した「県政インターネットモニターアンケート」（以下「県政アンケート」という）によれば、モニターの66.5%が「受検生の学校選択幅を一層拡大するためには、通学区域は廃止してよい」と回答している。

現在、市町村合併により新市が誕生するなど、これまでの市町村の境界線に変化が生じているが、これに伴う通学区域の変更は実施していないため、同一市内にある県立高等学校の通学区域が異なる場合が生じている。一方、合併によって拡大した市町村に合わせて通学区域を設定した場合、通学区域の大きさにアンバランスが生じることが考えられる。

イ 県立高等学校の通学区域の基本方向

通学区域については、受検生の学校選択幅を一層拡大することが期待されていること、通学区域を弾力的に運用している現行の入学者選抜制度では通学区域を維持する積極的な理由がないこと、また、市町村合併が進行する中、通学区域の在り方について課題が生じていること等から、基本的には撤廃する方向で検討する。

なお、通学区域の撤廃に当たっては、中山間地域や都市周辺部等の高等学校教育の振興を図る観点から、当該高等学校が置かれている地域の実情等に応じて、前期選抜における募集割合を拡大するなど、入学者選抜制度上の配慮に努めるものとする。

(3) 県立高等学校の普通科・専門学科・総合学科の在り方

ア 県立高等学校の普通科・専門学科・総合学科の現状（展望）及び課題

高等学校の学科については、「高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）」に基づき、次のように定められている。

学科名	内 容
普通科	普通教育を主とする学科
専門学科	専門教育を主とする学科
総合学科	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

このうち専門学科の中には、「職業に関する専門学科」(例、農業、工業、商業等)と「その他の専門学科」(例、外国語、理数、芸術、国際)がある。

公立高等学校の全日制課程の募集定員における「普通科・その他の専門学科」と「職業に関する専門学科」の割合については、「静岡県高等学校生徒受入れの長期計画策定委員会」の報告を踏まえ、おおむね7：3で推移してきた。しかし、平成7年度から小笠高等学校に、その後、「現行長期計画」を受け、富岳館高等学校、藤枝北高等学校に総合学科が設置された結果、本県における「普通科・その他の専門学科」、「職業に関する専門学科」、「総合学科」の生徒受入れの割合(市立高等学校を含む)は、平成16年度では、おおむね67(普通科64、その他の専門学科3)：30：3になっている。

また、中学校3年生を対象にした学科別の進路希望調査で、総合学科を希望する生徒が平成13年に1.7%であったが、平成16年には3.3%に上昇している。

このような中、将来を展望すると、普通科においては、今後とも将来において必要とされる知識・技術の基礎となる一般的な教養等を高めることが、専門学科においては、情報化や技術の高度化等の流れに合わせて、将来のスペシャリスト等として必要とされる専門的な技能等に習熟させることがそれぞれ期待される。

また、県教育委員会が平成15年9月に実施した「静岡県の総合学科に係るアンケート調査」によると、総合学科に在籍する生徒の9割近くが「総合学科は進路に応じた多様な進路選択が可能である」と回答しており、生徒及び社会の動向を考えたとき、ニーズは更に大きくなると予想される。

このような状況を踏まえ、各学科については、こうしたニーズに対応できるよう、今後の教育の基本方向やこれらの学科の配置の在り方について検討することが課題である。

イ 県立高等学校の普通科・専門学科・総合学科の基本方向

(ア) 普通科・専門学科・総合学科の教育の基本方向

県立高等学校の普通科・専門学科・総合学科は、「豊かな感性・確かな知性・健やかな心身」をはぐくむことをめざしながら、本県高等学校教育等の総括的な基本方向を踏まえ、一人一人の個性を生かして社会の様々なニーズにこたえることのできる多様な人材を育成するために、高等学校の学科別には、次に掲げるような資質・態度等を養うことをめざすものとする。

学科名	内 容
普通科	将来において必要とされる知識・技術の基礎となる一般的な教養等を高めること
専門学科	専門分野の将来のスペシャリスト等として必要とされる専門的な技能等に習熟させること
総合学科	生徒が主体的に選択する多様な分野において必要とされる資質・態度等を養うこと

a 各教科に関する基本方向

(a) 授業改善の推進

「確かな学力」育成会議の提言（「静岡の子どもに『確かな学力』を」平成16年3月）を踏まえ、次のとおり、各教科の授業改善に努め、基礎・基本と自ら学び自ら考える力をバランスよく総合的に培うことにより、学ぶ意欲の向上と生きて働く「確かな学力」の定着を図るよう努めるものとする。

「教えて考えさせる授業」の推進

「各教科」の教育の推進に当たっては、次のことに留意して、「教えて考えさせる授業」を推進するものとする。

- ・知識・技能をきちんと教え、生徒一人一人に考える基礎となる学ぶことの楽しさと知的興奮を体験させるため、習熟度別学習やチーム・ティーチング等を導入する。
- ・主体的に学ぶ態度を育成したり、コミュニケーション能力や表現力を培うため、討論形式の授業、ディベート、グループワーク、プレゼンテーション等、授業形態を工夫する。
- ・生徒が自律的に計画を立てて学習が進められるよう、学習習慣や予習・復習の仕方等の学習方法の定着を図る。
- ・生徒が自らの成長や満足感・達成感を実感できるよう、「学ぶ意義が感じられる授業」を展開するとともに、身に付けた知識・技能が生活に生かせることを実感できる場を設定するよう努める。
- ・既存の知識・技能を身に付ける「習得型の学習」と、自分のテーマを探求する「探求型の学習」の二つの型のバランスとリンクを図る。
- ・「各教科」と「総合的な学習の時間」が共に基礎・基本の定着と、自ら学び自ら考える力の育成をめざしながら、両者がバランスよく相乗効果をもたらし、「確かな学力」の育成につながるよう工夫に努める。
- ・目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）や形成的評価、個人内評価を一層重視し、評価の目的や、いつ、だれが、どのように行うかを明確にし、評価方法の工夫を図る。

「教えて考えさせる授業」の基盤整備

「教えて考えさせる授業」の推進に当たっては、次のことに留意して、その基盤の整備に努めるものとする。

- ・いわゆる「はだめ規定」の記述が見直され、新学習指導要領の「基準性」が一層明確になったことから、学校の特性や個性を積極的に打ち出すことに努める。静岡県として「静岡の子どもに特にこれだけは身に付けさせたい内容」等を示した「静岡県版カリキュラム」や中学校との接続に留意しながら、特色ある教科指導を推進する。
- ・習熟度別学習のための教材研究の時間や、チームティーチングの打合せのための時間等の確保等、授業に専念できる環境をつくるよう工夫する。
- ・日々の授業の一般公開を拡大するとともに、教員が相互に日常の授業実践を公開し、評価し合うなど、教員が互いに学び合う体制づくりに努める。
- ・教員が授業を一斉参観するという従来の手法にとらわれない授業研究の方法を工夫する。

授業の評価と改善

「確かな学力」の育成を図るためには、生徒の学力の把握が重要である一方、どの授業も最低基準を満たすような品質が保証されなければならないことから、次のことに留意して、授業の評価と改善に努めるものとする。

- ・学力には「数値で評価できる部分」と「数値では評価しにくい部分」があることを踏まえ、「数値で評価できる部分」については、可能な限り客観的状況を把握し、指導の充実・改善に生かす。
- ・「数値では評価しにくい部分」については、自己評価や他者評価を工夫して、総合的な評価を行う。
- ・授業に対する評価については、教員の自己評価とともに、同僚、保護者等からの評価を行い、その評価をもとに、授業や学級経営の方法を改善するよう努める。
- ・生徒からの授業評価については、授業の理解度や満足度等の生徒の要望をきちんと受け止め、授業改善や教員の意識改革に生かすという視点から、評価項目を工夫して、積極的に導入する。

(b) 各教科における特色ある学校づくりの推進

「各教科」の教育の推進に当たっては、「特色ある学校づくり」を推進するため、生徒や地域の実態を踏まえながら、次のとおり、積極的に創意工夫に努めるものとする。

普通教育に関する各教科・科目

普通教育に関する各教科・科目については、次のことに留意して、学校独自の教科・科目の設定や教育内容の在り方等について検討する。

- ・基礎・基本の学習の徹底を図るとともに、発展的な学習をとおして幅広い知識教養

を養う。

- ・地域の特色ある産業や文化を踏まえた学校設定教科・科目を導入する。
- ・問題解決能力、創造性、実践的な態度等を育成するため、「課題研究」等の学校設定科目を導入する。
- ・各学校のめざす学校像や教育方針等を踏まえ、例えば、外国語や芸術関係の教科・科目を重点的に開講する。

専門教育に関する各教科・科目

専門教育に関する各教科・科目については、次のことに留意して、学校独自の教科・科目の設定や教育内容の在り方等について検討する。

- ・マネージメント能力や起業家精神を育成するため、例えば「農業起業基礎」、「特許と職業」、「起業家研究」、「新商品開発研究」、「商道德」等を導入する。また、動物や園芸等自然とのかかわりを通して心身の回復を図る療法について学ぶ「アニマルセラピー」、「園芸セラピー」等を導入する。
- ・少子・高齢化及び情報化の一層の進展や地球環境問題の深刻化等に伴う社会の変化やニーズに対応するため、環境に関する学習、地域社会に関する学習、介護の在り方等を含む福祉・看護関連の学習、人権に関する学習、情報化・国際化に対応する学習等を行う教科・科目を導入する。
- ・「静岡県産業教育審議会」における審議等を踏まえながら、専門分野の基礎的・基本的な知識・技術に関する学習の充実を図り、ものづくり立県として求められる技術者の育成や、「ファルマバレー」、「フーズ・サイエンスヒルズ」、「フォトンバレー」構想等、静岡県が進めるプロジェクトに適切に対応した教育内容の充実努める。
- ・問題解決能力、創造性、実践的な態度等を育成するため、「課題研究」等の授業の中で生み出された高校生のアイデアや作品を、行政や社会に向けて積極的に発信していく機会を設ける。

「産業社会と人間」(総合学科の原則履修科目)

「産業社会と人間」については、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に貢献し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う上で効果的である。こうしたことから、各学校の実情等に応じて、普通科及び専門学科においても、学校設定科目として開設することを検討する。

b 特別活動等の基本方向

「特別活動」については、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事の適切な指導を行うよう努めるものとする。また、部活動については、これまでの実績から、生徒の興味・関心を生かした主体的な活動や学年の枠を超えた集団的活動ができ、人間形成上大きな効果が期待されるため、各学校においては、生徒や地域の実態等を踏まえ、一層適切に行われるよう配慮するものとする。

c 総合的な学習の時間の基本方向

「総合的な学習の時間」については、各学校は、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習等、創意工夫を生かした教育活動を行うものとし（平成11年3月高等学校学習指導要領、平成15年12月同一部改正）学校における全教育活動との関連のもとに、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画等を示す全体計画を作成するとともに、特に次のことに留意して取り組むものとする。

(a) 指導のねらい

「総合的な学習の時間」においては、次のようなねらいを持って指導を行うものとする。

- ・課題発見能力、思考力、判断力、問題解決能力等の育成を図るとともに、自己の在り方生き方を考察する学習の推進を図る。
- ・「各教科・科目」及び「特別活動」で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにする。

(b) 学習活動を行うに当たっての配慮事項

「総合的な学習の時間」の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ・地球環境問題の深刻化を踏まえた環境に関する学習、地域社会に関する学習、少子・高齢化に関する学習、人権に関する学習、情報化に対応する学習、国際化に対応する学習等の推進を図る。
- ・海、山、川、湖等の自然や様々な人と直接ふれあう体験を通して、自然への畏敬の念、生命を尊重する心、他を思いやる心等が育つことから、「直接的な体験活動」を重視する。
- ・目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて適切な指導を行う。
- ・学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用等について工夫する。

d 生徒指導の基本方向

「生徒指導」については、以上のような教育課程を補い、また、その展開を助ける役割を果たせるよう、次のことに留意して取り組むものとする。

- ・今後とも、個人的適応指導、社会性・公民性指導、道徳性指導、進路指導、保健指導、安全指導、余暇指導等のすべてにわたって、小中学校からの系統的指導を踏まえ、計画的かつ組織的に推進する。
- ・社会の一員としての規範意識や、他人を思いやる心等、豊かな人間性をはぐくむため、道徳教育の一層の充実を図る。
- ・メディアを主体的に読み解き、収集した情報を批判的に吟味・選択し、メディアを

通してコミュニケーションができる能力（メディア・リテラシー）の育成を図る。その際、情報の発信に当たっては、人権を侵害する恐れがあるなど、重大な責任を伴うことについても指導する。

- ・個人の尊厳を認め合うため、人権・同和問題の理解を図るとともに、人権への配慮が態度や行動に表れるような確かな人権感覚の育成を図る。
- ・コミュニケーション能力や人間関係づくりの基本的能力をはぐくむため、集団による様々な自然体験・社会体験の充実を図る。
- ・自意識や社会性を培うため、日ごろから年齢や価値観等の異なる、多様で幅広い他者との人間関係を築く指導の充実を図る。
- ・自分で選択したことに責任を持つ自立した人間となるよう、物事を主体的に判断できる力を育成する指導の充実を図る。

e キャリア教育の基本方向

生徒一人一人に将来の職業への夢や希望をはぐくみ、その実現に向けて努力することの大切さや、職業に就くことが、自分を高め生きがいを持つことにつながることを理解させ、自己の将来設計を考えさせるなど、「キャリア教育」の充実に努めるものとする。その際、人間としての在り方生き方に加え、男女共同参画社会の視点に立った勤労観、職業観の育成にも留意するものとする。

「キャリア教育」の推進については、将来社会人となるすべての生徒の勤労観、職業観を効果的に育成する観点から、3年間を見通した計画的・系統的な取組が必要であり、次のとおり、職業人として必要な資質・能力の育成やインターンシップの積極的な推進に取り組むものとする。

(a) 職業人として必要な資質・能力の育成

職業人として必要な資質・能力の育成については、次のことに留意して取り組むものとする。

- ・モラル（意欲や士気）やコミュニケーション能力等、職業人としての基礎的な資質能力を育成するため、「マナー・コミュニケーション」、「職業倫理」等の学校設定科目を開設したり、専門家による指導の充実を図る。
- ・仕事への責任感はもとより、明るくあいさつをはじめ、礼儀とマナー等、企業で行われている社員教育のプログラムの一部を学校のカリキュラムに導入する。
- ・職業人としての基礎的な資質能力を育成するため、将来、社会生活において必要な一般的な教養を習得するとともに、各専門分野の基礎的・基本的な知識・技術を確実に習得する。
- ・多様な選択肢の中から、生徒一人一人が個性的な生き方を追求し、自己実現を図るため、社会における職業の多様性や生き方の多様性について理解を促進するよう、社会人講師や熟練技術者等による授業や講習会等の拡充を図る。

(b) インターンシップの推進

インターンシップの実施については、卒業後就職する生徒だけでなく、大学等への進学を希望する生徒にとっても、職業や仕事についての具体的・現実的理解の促進、勤労観・職業観の形成、自己の適性の理解、学習意欲の向上等が効果的になされるよう、次のことに留意して取り組むものとする。

- ・学校と企業、商工関係団体等の連携を密にし、インターンシップを円滑に実施し普及させていくため、インターンシップ連絡協議会（仮称）等の体制を整備する。
- ・インターンシップの取組をより充実、発展させるためには、事前・事後の指導が重要であることから、評価方法等について、学校と企業等との間で事前に十分共通理解を図る。

(1) 普通科・専門学科・総合学科の体制整備の基本方向

a 普通科の基本方向

普通科志向が少なくとも弱まることはないと予想されるが、学校によっては、普通科のままでは、生徒及び社会の多様なニーズに十分対応できないことも考えられる。

このため、全日制課程の普通科の生徒受入れについては、再編整備等により総合学科に振り向けられる分を勘案し、その他の専門学科と合わせて総募集定員のおおむね65%程度とする方向で検討する。

大学等の高等教育機関への進学希望者が多い場合は、普通科として充実を図り、また多様な進路を選択できるようにする方が生徒及び社会のニーズにかなっていると判断される場合には、職業科目の導入、特色ある類型（コース）や選択履修の幅を広げる総合選択制の導入、総合学科を設置する高等学校への改組等について検討する。

なお、特色ある類型（コース）については、衣食住等において、より豊かな生活の実現を求めるニーズが高まっており、例えば、ファッション、フード、生活デザイン等の生活関連産業のニーズ拡大等を踏まえたヒューマンサービス類型等の設置について検討する。

b 専門学科の基本方向

(a) 職業に関する専門学科

全日制課程の職業に関する専門学科の生徒受入れについては、専門分野の将来のスペシャリスト等の育成についての期待と合わせて、普通科志向の動向、総合学科へのニーズ等を勘案し、基本的には、総募集定員のおおむね25%程度とする方向で検討する。

学校の状況により、更に多様な進路を選択できるようにする方が生徒及び社会の多様なニーズにかなっていると判断される場合には、学科の枠を超えた総合選択制の導入や総合学科を設置する高等学校への改組等について検討する。

また、生徒及び社会のニーズを踏まえ、新たな学科の設置や学科改善等に努めると

ともに、地域産業の活性化に向けて、将来の経営者として地域に貢献できるような人材を育成するため、起業家精神をはぐくむよう努めるものとする。

なお、職業に関する専門学科においては、中学校卒業時に自分の適性等を踏まえた学科を選択することは必ずしも容易でないことから、既に実施している複数の学科をまとめた「類」や「系」による募集（くくり募集）のほか、入学した学科が自分に合わないと感じた生徒に対して、転科を一層柔軟に認めたりするなどの工夫を行うものとする。

以上を踏まえ、各学科の基本方向についてまとめると、次のとおりである。

農業に関する学科

安全で安定した食料供給に貢献し、人や環境に優しい社会づくり等に貢献する農業教育の推進に努めるものとする。生産、食品、環境に関する分野に加え、ユニバーサル園芸等、園芸と福祉を融合した総合的な新分野の学習の充実を図るとともに、農業を生産、加工、さらには流通まで視野に入れた一つの産業として捉え、これをマネジメントすることができる人材の育成に努めるものとする。

このため、生徒及び社会のニーズを踏まえ、地域の農業教育の拠点となるものにあっては、適切な学科改善等を含め、専門高校としての充実について検討する。

水産に関する学科

地元の水産関連産業に貢献できる人材や海外の水産関連産業に貢献できる人材等の育成に努めるものとする。また、水産・海洋に関する研究に貢献できる人材の育成が求められており、海洋漁業・海洋工学分野の学習内容の在り方を検討する。

このため、生徒及び社会のニーズを踏まえ、適切な学科改善等を検討する。

工業に関する学科

中堅技術者を育成するため、技術・技能教育の充実を図り、実習等の時間を十分確保するとともに、例えば、光技術、ロボット工学、エネルギー工学、ナノテクノロジー、福祉テクノロジー等、豊かな夢をはぐくみ創造性を育成する工業教育の充実を図るものとする。

このため、生徒及び社会のニーズを踏まえ、地域の工業教育の拠点となるものにあっては、適切な学科改善等を含め、専門高校としての充実について検討する。

商業に関する学科

地域経済の活性化に貢献するとともに、本県の産業基盤の整備等に対応した人材等の育成に努めるものとする。また、今後、消費者ニーズの多様化が一層進展することが予測され、マネジメント能力、マーケティング能力、コミュニケーション能力、起業家精神の育成等にこれまで以上に取り組むものとする。

このため、生徒及び社会のニーズを踏まえ、地域の商業教育の拠点となるものにあっては、適切な学科改善等を含め、専門高校としての充実について検討する。

家庭・福祉に関する学科

家庭に関する学科においては、より豊かな生活の実現を図るため、コミュニケーションデザイン、ユニバーサルデザイン等に関する教育内容の充実を図ることが求められている。福祉に関する学科においては、社会における福祉職のニーズが増大する中で、地域福祉に貢献できる人材を育成することが求められている。

このため、生活関連産業の拡大等の社会の動向を踏まえ、家庭に関する学科及び福祉に関する学科の特徴を生かした、例えばヒューマンサービス学科（仮称）等を設置するなど、適切な学科改善等を検討する。

(b) その他の専門学科

全日制課程のその他の専門学科の生徒受入れについては、生徒及び社会のニーズの動向等を踏まえ、基本的には、普通科と合わせておおむね65%程度とする方向で検討する。また、今後の社会の動向等を見据え、新たな学科の設置や学科改善等についても検討する。各学科の基本方向についてまとめると、次のとおりである。

外国語に関する学科

外国語の学習をとおして言語や文化に対する理解を深め、発信型の外国語の運用能力や実践的コミュニケーション能力を養うなど、国際化の進展に対応した教育の充実について検討する。また、生徒及び社会のニーズを踏まえ、将来の在り方を検討する。

理数に関する学科

観察・実験等をとおして、事象を科学的・数学的に探究する態度・能力を養うとともに、大学や専門研究機関等との効果的な連携により、科学技術の振興等に寄与できる人材の育成を図る教育の充実について検討する。

芸術に関する学科

音楽、美術、書道等の専門的な学習をとおして、豊かな感性を培い創造的な表現に必要な資質・能力を養う教育の充実について検討する。

国際に関する学科

確かな外国語能力の育成、日本及び外国の歴史や文化についての理解を深める国際理解教育の推進等、国際化の進展に対応した教育の充実について検討する。

c 総合学科の基本方向

中学校の段階で将来の生き方や職業を決定していることが多くないこと、実社会においても物事を主体的に選択していく人材が求められること等を踏まえ、総合学科のような幅広い選択肢が設けられた学科への生徒及び社会のニーズは今後も拡大することが予想される。

全日制課程の総合学科の生徒受入れについては、「現行長期計画」に基づき、生徒

が通学できる範囲に総合学科が1校程度配置されるよう、総募集定員のおおむね10%程度とする方向で検討する。具体的には、生徒及び社会のニーズの動向を踏まえながら、既存の普通科又は専門学科から改組・整備を検討する。

また、総合学科の魅力化を図るため、例えば生活関連産業のニーズ拡大等を踏まえたヒューマンサービス系列等、特色ある総合選択科目群（系列）を設置する。その際、生徒が基礎学力を身に付けるとともに、幅広い選択肢の中から主体的に選択履修し、目的意識を持って学ぶことができるよう、履修ガイダンスの充実を図るものとする。

(4) 県立の全日制課程普通科の単位制高等学校の在り方

ア 県立の全日制課程普通科の単位制高等学校の現状（展望）及び課題

単位制高等学校は、個性に応じた教育を一層推進するため、学年による教育課程の区分を設けなくて、一定の単位を修得すれば卒業を認める高等学校として制度化されたものである。学年制による高等学校と比べて、教員が多く配置され、より多くの講座を開設できること等の利点があり、これを有効に活用することにより、当該高等学校の教育目標に沿った教育活動を展開することが可能である。

本県における全日制課程普通科の単位制高等学校については、次のように整備を進めてきた。

- ・平成8年度 沼津東高等学校（普通科・理数科）
- ・平成13年度 三島南高等学校（通常の教科・科目のほかに、舞台芸術・環境教育・商業関係等の多様な科目選択が可能）
- ・平成16年度 掛川東高等学校（通常の教科・科目のほかに、看護・福祉関係等の多様な科目選択が可能）

また、単位制システムを活用して、どのような学校づくりをするかについては、各高等学校の裁量を認めていくことが大切であり、今後の設置については、実施校の成果と課題を踏まえた評価・検討が必要である。

イ 県立の全日制課程普通科の単位制高等学校の基本方向

全日制課程普通科の単位制高等学校の教育については、基本的には、他の高等学校の場合と同様であるが、その制度の趣旨を踏まえ、特に一人一人の生徒の個性や能力を伸ばし、様々な進路希望や学習ニーズに一層こたえられるように努めるものとする。その際、単位制システムを効果的に活用し、生徒一人一人の能力・適性や進路希望等に応じたきめ細かな教育を展開するなど、教育課程の編成や実施について、さらに工夫に努めるものとする。

生徒受入れについては、「現行長期計画」では各学区1校程度を目途に改組・整備を進めることを検討するとしているが、実施校の成果と課題を踏まえ、単位制システムを導入することにより、高等学校が抱えている課題を解決でき、一層活性化が図られると判断される高等学校については、導入を検討する。

(5) 県立高等学校の共生・共育の在り方

ア 県立高等学校の共生・共育の現状（展望）及び課題

近年、養護学校高等部に学ぶ生徒が著しく増加傾向にある。平成14年度に伊東城ヶ崎高等学校に東部養護学校伊東分校（高等部）、平成16年度に静岡南高等学校に静岡北養護学校南の丘分校（高等部）を設置した。実施校においては、高校生と養護学校分校の生徒との自然な交流が生まれ、相互に良い影響を与えている。

県立高等学校においては、「障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も、同じ地域の中で共に生活し共に支え合う」という共生・共育の理念を一層具体化することが必要である。

イ 県立高等学校の共生・共育の基本方向

共生・共育については、地域ごとの特別な支援を必要とする生徒数の動向や養護学校分校を設置している高等学校における成果、余裕教室の状況等を踏まえ、養護学校分校の設置を検討する。その際、養護学校の生徒にとって効果的な教育活動が期待されることから、普通科に加え、専門学科等が設置されている高等学校での実施についても検討する。

また、高等学校の生徒と養護学校の生徒が、学校行事等での地域住民を含めた交流を拡充するほか、芸術等の教科・科目等において共に学ぶ場を設けることを検討する。

なお、高等学校に在籍するLD、ADHDやアスペルガー症候群等の生徒の実態把握に努めるとともに、支援の在り方について検討する。

(6) 県立の中高一貫教育校の在り方

ア 県立の中高一貫教育校の現状（展望）及び課題

中高一貫教育については、次に掲げるような中等教育学校、併設型又は連携型の中学校及び高等学校の制度が平成11年度から導入されている。

実施形態	内 容
中等教育学校	1つの学校として6年間一体的に中高一貫教育を行うもの
併設型の中学校・高等学校	中等教育学校よりも緩やかな設置形態であり、高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの
連携型の中学校・高等学校	既存の市町村立の中学校と都道府県立の高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施するもの

中高一貫教育校は、平成14年度に浜松西高等学校と同中等部で併設型が、川根高等学校と川根町立川根中学校・笹間中学校、中川根町立中川根中学校、本川根町立本川根中学校の4中学校との間で連携型を実施し、平成15年度には清水南高等学校と同中

等部で併設型中高一貫教育を実施してきた。

県教育委員会が平成15年11月に実施した「静岡県の中高一貫教育に係るアンケート調査」によると、併設型中高一貫教育校の併設中学校に在籍する生徒とその保護者の80%以上が中高一貫教育校であることを学校選択の理由としており、学校生活に満足している生徒が75%を超えている。

また、実施校においては、「高い知性、豊かな人間性、社会貢献への高い志とたくましい力を持ち、国際社会においてリーダーとして輝く人材の育成をめざす」(浜松西高等学校・同中等部)、「高い知性と豊かな感性・表現力を備えた国際社会のリーダー及び芸術分野のスペシャリストの育成をめざす」(清水南高等学校・同中等部)のように、めざす教育目標が明確に掲げられている。

今後の中高一貫教育の実施に当たっては、生徒及び社会のニーズに合わせた充実を図ることが課題である。

イ 県立の中高一貫教育校の基本方向

併設型中高一貫教育校については、就学指定の中学校とともに生徒及び保護者の選択肢の一つとなるよう、実施校の状況、地域バランスや関係地域の意向等を踏まえ、設置を検討する。その際、6年間の一貫した教育を施すことにより、生徒の優れた資質・能力を伸長させ、政治・経済、科学・技術、芸術等、社会の各分野のリーダー及びスペシャリスト等として社会貢献できる人材を育成すること等を基本としつつ、教育目標を明確にした上で設置を検討する。

中等教育学校については、併設型実施校の状況等を踏まえ、設置を検討する。

連携型中高一貫教育については、高等学校の選択肢が限られている中山間地等において、生徒の多様な興味・関心、能力・適性、進路希望等に対応した教育課程を整備することにより、関係地域の人材育成を図ることを基本としつつ、関係地域の意向等を十分踏まえ、実施を検討する。

また、工業等の専門学科を設置する高等学校における中高一貫教育について研究するものとする。

なお、中高一貫教育のほか、高大一貫教育により人材育成を図ることも検討する。

(7) 県立高等学校の全日制・定時制・通信制の各課程の配置等の在り方

ア 県立高等学校の全日制課程の配置等の在り方

(ア) 県立高等学校の全日制課程の配置等の現状(展望)及び課題

全日制課程は、平成16年5月現在で98校(分校1を含む)に設置されており、生徒数は70,760人である。

中学校卒業生数の減少傾向は今後も続き、平成16年を100とした場合に、平成27年(2015年)前後には90程度となることが見込まれる。

また、全日制課程における1学級の生徒の数は、40人を標準としているが、他県に

においては、中山間地域にある高等学校や職業に関する専門学科を設置する高等学校等において、よりきめ細かな指導を実現するなどの観点から、35人学級等を実施しているところもある。本県では、平成16年度から、長期欠席生徒選抜を実施している高等学校において、35人学級を実施している。

なお、「現行長期計画」に基づく再編整備計画については、その実現に向けた取組を進めている。

今後の全日制課程の配置等の在り方については、少子化傾向が続く中、財政的な観点等も踏まえながら、再編整備を検討することが必要である。ただし、「県政アンケート」によれば、「今後の県立高等学校の適正な規模・配置等について、どのようなことが大切であるか」という問いに対して、モニターの66.1%が「教育内容の特色や生徒・地域の実態によっては、大規模な学校や小規模な学校があってもよいこと」と回答し、また61.4%が「高校教育の機会均等を図るため、都市周辺部や中山間地等においても、生徒にとって通学可能な範囲に高校が配置されていること」と回答しており、費用対効果の観点を優先し再編整備を進めることについては慎重に対応する必要がある。

こうした状況を踏まえ、今後とも全日制課程の配置・規模等の適正化を図っていくことが課題である。

(1) 県立高等学校の全日制課程の配置等の基本方向

a 適正な学級編制の基本方向

全日制課程における1学級の生徒の数は、当面40人を標準とし、今後、長期欠席生徒選抜を実施している高等学校のほか、過疎地域等に置かれている高等学校においては、中学校卒業生数の動向や進学状況等を踏まえるとともに、全県的な視野に立って、より適切な生徒募集計画を策定する観点から、1学級の生徒の数については弾力的な対応を検討する。また、専門学科等においても、必要とされる教育の充実を図る観点から、今後の在り方を踏まえつつ、学校や学科の実情等に応じて1学級の生徒の数については弾力的な対応を検討する。

b 適正規模の基本方向

全日制課程の規模については、次のような理由から、生活集団としては、おおむね1学年6～8学級（全校生徒数720～960人）が適正であると考えられる。

- ・教員・生徒間及び生徒相互間の望ましい人間関係の形成に資する規模であること。
- ・学年行事、学校行事等が円滑かつ効果的に実施できる集団の大きさを確保できる規模であること。
- ・各教科、特別活動等の教育課程の充実に必要な教職員数を確保できる規模であること。

ただし、適正規模については、これを「標準規模」ととらえ、専門学科等教育内容の特色や生徒及び地域の実情等を踏まえ、弾力的に考えるものとする。一方、大規模

校については、関係地域の中学校卒業生数や生徒及び社会のニーズ等を踏まえながら、学校規模の適正化について検討する。

c 適正配置の基本方向

全日制課程の配置については、充実した教育を実施するには一定の学校規模が必要であること等から、「現行長期計画」に基づく再編整備計画を着実に推進するとともに、1学年4学級以下になるような生徒数の少なくなる学校、当該学区又は地区の産業従業者数等に見合った規模になっていない学校等を対象に再編整備を検討する。

今後の再編整備に当たっては、生徒及び社会のニーズを踏まえ、普通科又は専門学科を設置する高等学校等として充実を図るほか、総合学科を設置する高等学校、単位制高等学校、いわゆる総合科学技術高等学校等の新しいタイプの高等学校に改組することを検討する。また、市立高等学校が所在する地区においては、高等学校を設置する市との連携を図るものとする。

なお、1学年4学級以下の高等学校についても、次のような観点から弾力的な対応を行うことができるものとする。

- ・通学の利便性や経済的負担等の問題もあることから、すべての県民に、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を保障するため、過疎地域であること等の当該高等学校が置かれている地域の実情に配慮すること。
- ・県内唯一の学科であること等の設置学科の特質に配慮すること。
- ・高等学校が地域の生涯学習の拠点として、教育・文化のセンター的役割を果たしていることもあることから、都市部だけに集中することなく、地域ごとに高等学校が適正に配置されるよう配慮すること。

イ 県立高等学校の定時制課程の配置等の在り方

(ア) 県立高等学校の定時制課程の配置等の現状（展望）及び課題

定時制課程は、平成16年5月現在23校に設置されており、近年は、働きながら学ぶ青少年のための教育機関としての役割のほかに、不登校生徒、外国人生徒、中途退学者等の受入れの場としての役割を果たしている。

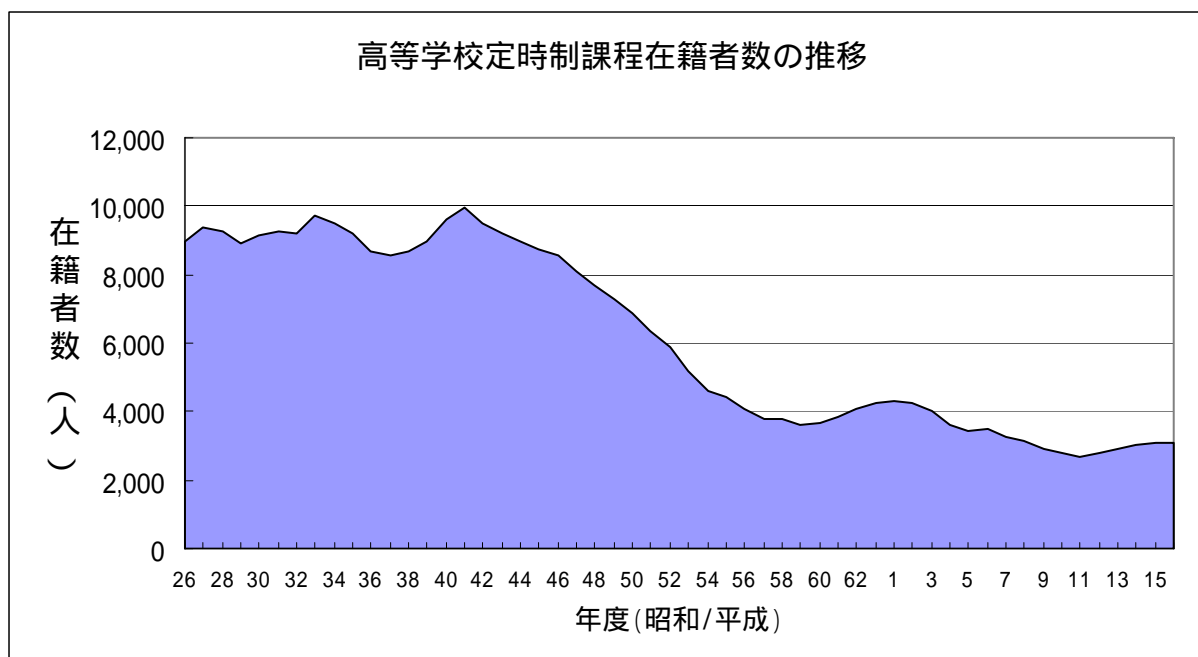
在籍生徒数は、昭和41年の公私立合わせた9,963人から年々減少し、平成11年には2,628人となったが、その後増加に転じ、平成16年は3,029人となっている。

また、定時制課程における1学級の生徒の数は、40人を標準としているが、平成15年の第一学年在籍生徒（静岡中央高等学校を除く）のうち、過年度生の割合が2割強を占め、4割弱の生徒が中学校在学中に長期欠席を経験しているなど、様々なタイプの生徒が入学している。

なお、定時制課程の単位制高等学校については、現在、静岡中央高等学校が設置されており、平成16年5月現在で726人が在籍し、また、毎年度募集定員を超える多くの入学志願者がある。

このような状況を踏まえ、不登校生徒等のためにふさわしい教育システムの在り方

について検討を進めるとともに、今後とも定時制課程の配置・規模等の適正化を図っていくことが課題である。



(1) 県立高等学校の定時制課程の配置等の基本方向

a 適正な学級編制の基本方向

定時制課程における1学級の生徒の数は、当面40人を標準とし、今後、不登校生徒や外国人生徒等、きめ細かな指導が必要な生徒を多く受け入れているなどの各学校の実情等を踏まえ、弾力的な対応を検討する。

b 適正規模の基本方向

定時制課程の規模については、生徒及び社会のニーズに合わせて適正なものとなるように努めるものとする。

c 適正配置の基本方向

定時制課程は、勤労青年のほか不登校生徒や外国人生徒にとって重要な教育の場となっており、さらに高卒資格を持たないで、一旦社会に出た人がいつでも学べる再挑戦の場としての役割も果たしており、教育の機会均等を図る観点から、その適正配置に努めるものとする。

なお、定時制課程の単位制高等学校については、中部地域及び西部地域に加え、東部地域にも1校程度を目途に早急に整備するよう努めるものとする。その際、「チャレンジスクール」等の呼称を用いるなど、県民にその良さを広報するよう努めるものとする。

夜間の定時制課程については、同一市内に3～4校存在するなど同一学区又は地区内に3校以上の定時制高等学校がある場合等にあっては、定員の充足状況等の実情を

踏まえるとともに、定時制課程の単位制高等学校の整備等と併せ、適正な配置を検討する。その際、配置については、通学しやすい場所であること等に配慮するものとする。

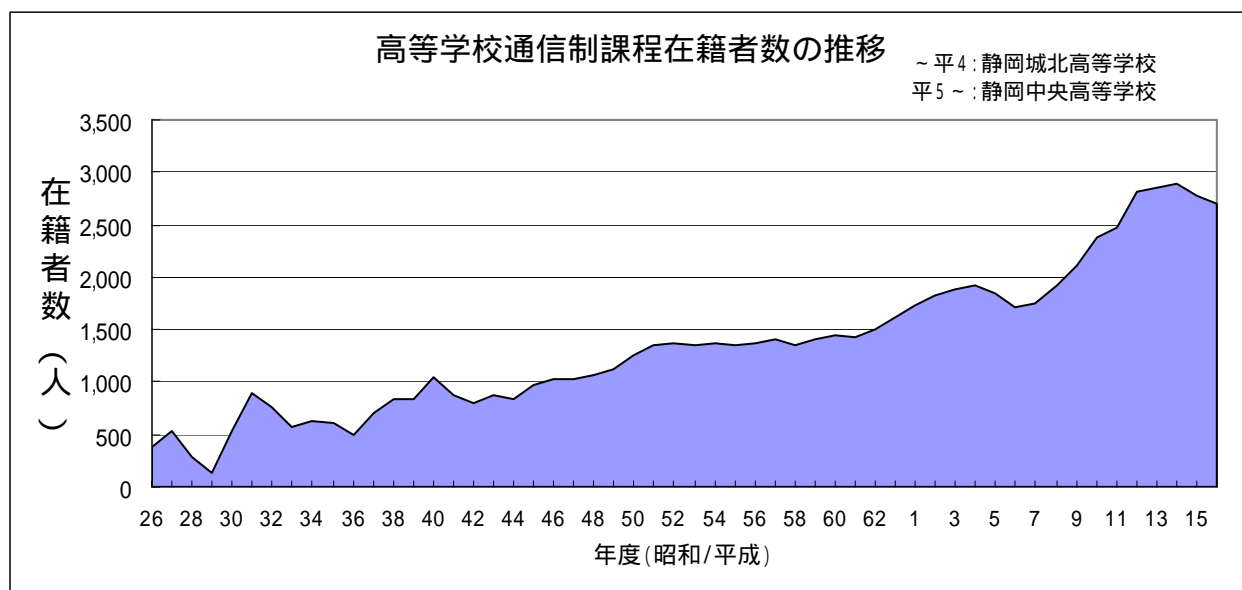
ウ 県立高等学校の通信制課程の配置等の在り方

(ア) 県立高等学校の通信制課程の配置等の現状（展望）及び課題

通信制課程については、現在静岡中央高等学校に設置されている。平成16年5月現在、2,700人の生徒を受け入れており、在籍生徒数は増加傾向にある。職業を有する青年・成人等が減少するとともに、増加する不登校生徒や中途退学者の再挑戦の場としての機能が期待されている。こうしたことから、10代の生徒が増加していること、また、平日においてもスクーリングを希望する生徒が多いこと等が近年の特徴である。

なお、東部地域及び西部地域に居住する生徒に配慮して、沼津西高等学校と浜松南高等学校を協力校として、スクーリング・テスト等を実施している。

こうした状況を踏まえ、今後は、生徒及び社会のニーズに合わせた充実を図っていくことが課題である。



(イ) 県立高等学校の通信制課程の配置等の基本方向

通信制課程については、生徒及び社会のニーズを踏まえると、現在の協力校方式では必ずしも十分でなく、東部地域及び西部地域において、平日スクーリング等が可能となるシステムについて、分校方式等も含め検討する。

また、ITを活用して、生徒が自宅等において自分のペースで学習できるような通信教育システムを導入することや適切なコンテンツ（学習教材）を開発することが必要であるが、IT学習の導入に当たっては、そのメリットとともにデメリットについても考慮し、適切な教材の開発・更新、学習指導や評価の在り方、さらには教員と生徒との人間関係の構築等の点で、きめ細かな配慮を行うものとする。

(8) 県立高等学校の開かれた学校づくりの在り方

ア 県立高等学校の開かれた学校づくりの現状（展望）及び課題

高等学校は、在校生はもとより、中高年者等にとっても重要な学習機関である。また、近年、広い教養や専門的な知識を身に付けたいとする住民のニーズが高まり、学びたいときに学ぶことのできる地域社会における学習の場としての役割が求められている。

こうした中で、高等学校においては、生徒の社会性や勤労観・職業観をはぐくむとともに、専門的な指導の充実を図るため、幅広い経験と優れた知識や技術を持つ社会人を特別講師として招くなど、地域の人材や自然、文化等の教育資源を積極的に活用している。

また、体育館や図書館等の施設開放等も進めている。さらに、すべての高等学校において、学校評議員制度や学校自己評価システムを導入するとともに、「学校経営計画」をホームページ等で公表することにより、各高等学校の教育方針等を積極的に県民に公開し、地域に開かれた学校づくりに努めている。

今後は、教育活動に関する情報公開の在り方、地域の人々の意見を反映した学校運営の在り方等について検討することが課題である。

イ 県立高等学校の開かれた学校づくりの基本方向

各高等学校においては、生徒を家庭や地域の人々と共に育てていくという視点に立って教育活動を展開する一方、高校生が地域の豊かで安全な生活の実現に大きな役割を果たす力を持っている点にも留意しながら、次のように、地域に根ざした「開かれた学校づくり」を推進するよう努めるものとする。

- ・ 地域の人材等の教育資源をはじめとする地域の力を高等学校の教育活動に積極的に導入する。
- ・ 退職した教員等の力を借りて、不登校生徒等の個人指導の充実を図る。
- ・ 特に、専門学科や総合学科においては、産業界及び地域との連携を図りながら、インターンシップ等の体験学習の充実に努める。
- ・ 地域の生涯学習活動の拠点として、高等学校の施設や教育機能の開放、教員の専門性を生かした講座の開催や地域づくりへの参画等、高等学校の持つ教育資源を地域に提供し、家庭や地域との連携を深める。
- ・ 高校生が地域防災の担い手としての役割が果たせるよう、高等学校が地域と連携しながら災害時における防災体制の充実に努める。
- ・ 高校生が、地震発生時に地域の応急対策等に協力できるよう、地域の防災訓練等に参加する機会を増やすように努める。
- ・ 保護者や地域に広報活動等を通して、めざす学校像や具体的な教育方針、特色ある教育活動等について積極的に周知し、保護者や地域の人々に信頼される学校づくりに努める。
- ・ 教育方針や高等学校が抱えている諸課題について、P T A・同窓会・学校後援会等

と情報を共有し、連携協力する中で、教育活動の充実に努める。

- ・地域に開かれた信頼される学校づくりを一層進めるため、保護者や地域の人々が学校運営に参画する「地域運営学校」の制度について研究する。

(9) 県立高等学校のその他教育条件の整備確立の在り方

ア 県立高等学校の教職員の資質向上の在り方

(ア) 県立高等学校の教職員の資質向上に関する現状（展望）及び課題

教職員数は、平成16年5月1日現在、本務教員数が5,583人、事務職員数が546人となっている。

これらの教員や各高等学校の事務に従事する事務職員については、「静岡県教職員研修指針」(平成15年6月)に基づいて、総合教育センター等で職務に直接関わることを中心に計画的に研修を進める一方、視野の拡大を図るため、企業研修や海外研修を拡充してきている。

今後は、生徒及び社会の多様化するニーズに対応するため、生徒にわかる授業をする教員、心に残る教員、高い専門性を有する事務職員が一層求められる。これからの高等学校には様々な課題があるが、基本となる教育の重みや期待の大きさを十分理解して、一つ一つの問題を確実に解決できる教職員がますます必要になってくるものと考えられる。(「人づくり百年の計委員会提言書」平成11年10月)

特に「確かな学力」の育成は、その直接の担い手である教員の力量に負うところが大きいことから、指導技術や情熱・使命感も含めて、教員一人一人が、生徒にとって尊敬される先生となるよう不断に研鑽することが期待されている。(「確かな学力」育成会議の提言)

このため、今後とも教員及び学校事務に従事する事務職員の一層の資質向上を図ることが課題である。

(イ) 県立高等学校の教職員の資質向上に関する基本方向

高等学校教育の在り方を検討するに当たり、教育のシステムも重要であるが、日々生徒を指導する教員の資質向上が極めて重要であり、教員がゆとりを持って自らの教育力を高めるための研修を積むことができる職場環境を実現するよう努めるものとする。

教職員の研修については、使命感・倫理観を培い、資質能力の向上を図るとともに、教職員がライフステージごとに課題を持ちながら自己実現を図ることができるよう、次のことに留意して取り組むものとする。

- ・総合教育センター等における研修を充実させるほか、民間企業、大学・大学院や図書館・美術館等の社会教育施設等を含めた研修機会の拡充を図る。
- ・教職員としての専門性(教科に関する専門的な知識、指導技術等)を高めるとともに、多くの機会を利用して様々な体験に挑戦し、自らの感動を生徒に伝えられるよ

うに努めることを奨励する。(人づくり百年の計委員会提言書)

- ・専門性に裏付けされた優れた授業を実践している教職員の指導方法等を、公開授業等を通して他校の教職員が学ぶ機会を設ける。
- ・様々な悩みを抱えている教職員もいることから、職場における教職員のメンタルヘルスについての研修や相談体制の充実を図る。

イ 県立高等学校の学校施設・設備の整備・充実の在り方

(ア) 県立高等学校の学校施設・設備に関する現状(展望)及び課題

施設・設備については、これまで整備・充実に努めてきた結果、分校を除けば、すべての高等学校で体育館及び水泳プールが完備された。

地震対策については、校舎の補強に加え、避難所に指定された体育館の補強及びすべての体育館、多目的体育館の天井材等の落下防止対策工事を実施している。

また、平成5年度以降、校舎改築に際し、エレベーターや身障者トイレを整備するなど、ユニバーサルデザインの観点に立った施設整備を行っている。

さらに、ゆとりある生活空間づくりの観点から、平成4年度以降の校舎改築に際し、生徒の交流の場である生徒ホールを整備している。

今後は、緊急を要する耐震補強等の地震対策を優先して実施するが、その後の老朽校舎の計画的な改築や、生徒一人一人の個性に応じた教育、新たな産業教育等に対応するための条件整備等が課題になっている。

(イ) 県立高等学校の学校施設・設備に関する基本方向

施設・設備については、安全かつ良好な教育環境を確保するため、次のことに留意して整備・充実に努めるものとする。

- ・校舎等の耐震補強や老朽校舎の改築を計画的に推進する。
- ・教育効果の高い教室構成と配置はもとより、教育環境の一層の改善を図るための設備の充実、ユニバーサルデザイン(年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、すべての人に配慮された意匠、計画、構想等)への対応、地域に開放できること、さらに休憩時間や昼食時間等の交流・憩いの場としての空間の設置やITを活用した学習空間の整備・充実を図る。
- ・理科教育施設・設備については、理科教育振興法の趣旨にのっとり、産業教育施設・設備については、専門学科及び総合学科の学習を充実して行うため、産業教育振興法の趣旨にのっとり、それぞれ計画的な整備を図る。

3 具体的な再編整備等の主な基本方向

平成27年度を目途とした各地区ごとの再編整備等の基本方向を示すと、おおむね以下のとおりである。

(1) 賀茂地区

下田南高等学校（普通科（全日制課程・定時制課程）・商業科・農業科（分校））及び下田北高等学校（普通科・理数科）については、両校の特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、平成20年度を目途に、発展的に普通科（全日制課程・定時制課程）・理数科・農業科（分校）を有する高等学校に再編整備するものとする。

松崎高等学校（普通科）については、関係地域の中学校との間で連携型中高一貫教育を実施するものとする。

以上のほか、適切な学科改善等について検討する。

(2) 田方地区

大仁高等学校（普通科）及び修善寺工業高等学校（工業科）については、両校の特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、平成22年度を目途に、発展的に総合学科等を有する高等学校に再編整備するものとする。

伊東城ヶ崎高等学校（普通科）については、平成18年度から伊東高等学校の分校とし、その後の在り方についても検討するものとする。

長泉高等学校（普通科）については、東部地域の生徒及び社会のニーズを踏まえつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、平成20年度を目途に、定時制課程の普通科（単位制）を有する高等学校に改編するものとする。その際、静岡中央高等学校通信制課程（普通科）の分校方式等の導入についても検討するものとする。

長泉高等学校の改編による定時制課程の普通科（単位制）の整備に伴い、三島北高等学校の定時制課程については、平成20年度を目途に募集を停止するものとする。

以上のほか、適切な学科改善等について検討する。

(3) 沼駿地区

長泉高等学校の改編による定時制課程の普通科（単位制）の整備に伴い、沼津東高等学校及び沼津商業高等学校の定時制課程については、平成20年度を目途に募集を停止するものとする。

以上のほか、適切な学科改善等について検討する。

(4) 富士地区

適切な学科改善等について検討する。

(5) 清庵地区

清水工業高等学校（工業科）については、その特性を生かしつつ、より良い教育条

件の整備確立を図るため、平成20年度を目途に、静岡工業高等学校（工業科）とともに、発展的に総合科学技術高等学校（仮称）に再編整備するものとする。

庵原高等学校（普通科・英語科）については、生徒数の減少に伴い、将来学級数が4学級以下になることが見込まれること等を踏まえ、同校及び近隣にある高等学校の学校規模の状況等を見ながら、今後の在り方について検討するものとする。

また、高等学校を設置する静岡市との連携を図りつつ、県立高等学校の今後の在り方について検討するものとする。

以上のほか、適切な学科改善等について検討する。

(6) 静岡地区

静岡工業高等学校（工業科）については、その特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、平成20年度を目途に、清水工業高等学校（工業科）とともに、発展的に総合科学技術高等学校（仮称）に再編整備するものとする。

また、高等学校を設置する静岡市との連携を図りつつ、県立高等学校の今後の在り方について検討するものとする。

以上のほか、適切な学科改善等について検討する。

(7) 志標地区

大井川高等学校（普通科）及び吉田高等学校（普通科・英語科・福祉科）については、生徒数の減少に伴い、将来いずれも学級数が4学級以下になることが見込まれること等を踏まえ、両校が地域で果たしてきた役割や両校の特性等に留意しつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、発展的に普通科・福祉科等を有する高等学校に再編整備するものとする。

金谷高等学校（普通科）については、生徒数の減少に伴い、将来学級数が4学級以下になることが見込まれること等を踏まえ、同校及び近隣にある高等学校の学校規模の状況等を見ながら、今後の在り方について検討するものとする。

以上のほか、適切な学科改善等について検討する。

(8) 小笠地区

池新田高等学校（普通科）については、平成18年度から袋井養護学校の分校（高等部）を併置し、共生・共育を推進するものとする。

以上のほか、適切な学科改善等について検討する。

(9) 磐周地区

森高等学校（普通科）及び周智高等学校（農業科・工業科・商業科）については、両校の特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、平成21年度を目途に、発展的に総合学科を有する高等学校に再編整備するものとする。

二俣高等学校（普通科）及び天竜林業高等学校（農業科・工業科・商業科）については、生徒数の減少に伴い、将来いずれも学級数が4学級以下になることが見込まれ

ること等を踏まえ、普通教育・林業教育等伝統ある両校の特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、発展的に普通科・専門学科等を有する高等学校に再編整備するものとする。

春野高等学校（普通科）については、将来同校の学級数が更に減少することが見込まれることから、当該地域の生徒の教育を受ける機会を保障しつつ、二俣高等学校及び天竜林業高等学校を再編整備する高等学校の分校とするものとする。

佐久間高等学校（普通科）については、関係地域の中学校との間で連携型中高一貫教育を実施するものとする。その際、佐久間高等学校の余裕教室の活用について検討するものとする。

以上のほか、適切な学科改善等について検討する。

(10) 西遠地区

農業経営高等学校（農業科）及び定時制課程の浜松城南高等学校（普通科）については、両校の特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、平成18年度を目途に、発展的に全日制課程の総合学科及び定時制課程の普通科（単位制）を有する高等学校に再編整備するものとする。

引佐高等学校（農業科・工業科）、気賀高等学校（普通科・商業科）及び三ヶ日高等学校（普通科）については、生徒数の減少に伴い、将来3校合わせた学級数が8学級以下になることが見込まれること等を踏まえ、普通教育・産業教育等伝統ある当該高等学校の特性を生かしつつ、より良い教育条件の整備確立を図るため、発展的に普通科・専門学科等を有する高等学校に再編整備するものとする。

農業経営高等学校及び浜松城南高等学校の再編整備による定時制課程の普通科（単位制）の整備に伴い、浜松商業高等学校の定時制課程及び新居高等学校の定時制課程（昼間）については、平成18年度を目途に募集停止するものとする。

以上のほか、静岡中央高等学校通信制課程（普通科）の分校方式等の導入及び適切な学科改善等について検討する。

なお、再編整備により設置する高等学校の場所、開校年度及び学科・教育内容等については、学校関係者及び関係地域の意向等も踏まえながら、今後検討する。

用語解説

【通学区域（学区）】

県立高等学校の通学区域は、高等学校教育の普及及び機会均等の確保の観点から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第50条の規定により、県教育委員会が定めることとされていたが、平成13年6月にこの第50条が削除され、通学区域を設定するか否か、またどのように設定するかについては、県教育委員会に委ねられることとなった。

本県の通学区域については、「静岡県立高等学校の通学区域に関する規則（平成3年教育委員会規則第10号）」によって規定され、全日制課程普通科は10学区が定められており、全日制課程の専門学科及び総合学科、定時制課程並びに通信制課程は県内全域である。

また平成15年度から公立高等学校入学者選抜制度が改善され、通学区域について以下のとおりとなった。

- ・前期選抜は、県内全域とする。
- ・後期選抜は、隣接学区からの受入れ割合に制限を設けない。

【学科】

高等学校の学科は、「高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）」に基づき、普通教育を主とする学科、専門教育を主とする学科、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科に大別される。

1 普通教育を主とする学科 普通科

2 専門教育を主とする学科

農業に関する学科

水産に関する学科

工業に関する学科

商業に関する学科

家庭に関する学科

厚生に関する学科

その他専門教育を施す学科

3 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科 総合学科

【はどめ規定】

これまでの学習指導要領では、各教科に示された指導内容に関して「～は扱わないものとする」等の取り扱う内容の範囲や程度を明確にする記述がなされていたが、新学習指導要領では、こうしたいわゆる「はどめ規定」の記述が見直され、学習指導要領の「基準性」が一層明確になった。

【ファルマバレー、フーズ・サイエンスヒルズ、フォトンバレー構想】

本県では、健康、医療、食品等の産業の集積を目的として、東部地域の健康産業の集積（ファルマバレー構想）、中部地域の食品・医薬品・化成品産業の集積（フーズ・サイエンスヒルズ）、西部地域の光と電子技術を融合した新しい技術・産業の集積（フォトンバレー）の3つの構想を進めている。

【総合学科】

総合学科とは、普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科で、普通科と専門教育を主とする学科に大別されていた学科区分を見直し、新たな第3の学科として平成6年度に創設された。

なお、総合学科においては、学年による教育課程の区分を設けない課程（単位制による課程）とすることを原則とし、「産業社会と人間」及び専門教育に関する各教科・科目を合わせて25単位以上設けることとなっている。

本県では、小笠高等学校（平成7年度設置）、富岳館高等学校（平成14年度設置）、藤枝北高等学校（平成15年度設置）の3校に設置している。なお、平成17年度、裾野高等学校に設置予定である。

全国では平成16年4月現在で248校（うち定時制課程12校）が設置されている。

【単位制による課程】

単位制による課程とは、学年による教育課程の区分を設けず、学年ごとの進級認定を行わないで、生徒一人一人の履修計画に従い、必要な単位を修得することにより、卒業が認定される課程をいう。

単位制による課程では、多様な教科・科目を開設し、生徒の興味・関心に応じた主体的な学習を促すことが可能であり、前籍校での修得単位を生かすなど、転・編入学生の受入れにも柔軟に対応できる。また、定時制課程においては、科目履修生として社会人を受け入れるなど生涯学習の振興という観点でも大きな機能を果たすことが期待されている。

定時制課程・通信制課程は昭和63年度から、全日制課程が平成5年度から導入が可能となり、本県においては、定時制課程・通信制課程の静岡中央高等学校（平成5年度）、全日制課程の沼津東高等学校（平成8年度）、三島南高等学校（平成13年度）及び掛川東高等学校（平成16年度）の4校（総合学科を除く）を設置している。

【共生・共育】

本県が推進している「ユニバーサルデザイン」の視点に立った考え方であり、障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も、居住する地域社会の中で、共に生活し支え合いながら、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育が受けられることをめざしている。

ユニバーサルデザイン

「ユニバーサルデザイン」は、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくり等を行っていかこうとする考えで、バリアフリーと区別される。

バリアフリーでは、物理的な障壁、制度的な障壁、情報・文化面の障壁、意識上の障壁等を取り除いていこうとするもので、ユニバーサルデザインは、最初から誰にとっても障壁のない社会づくりをめざそうとするものである。

【中高一貫教育】

中高一貫教育は、現行の中学校、高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境のもとで学ぶ機会をも選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現をめざすものであり、平成11年4月に制度化された。

中高一貫教育校は、以下の3形態がある。

一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う。 **中等教育学校**

同一の設置者が中学校と高等学校を併設し、高等学校入学者選抜を行わずに6年間一貫した教育課程に基づいた教育を行う。 **併設型中高一貫教育校**

既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校が6年間一貫性に配慮した教育課程に基づいた教育を行う。 **連携型中高一貫教育校**

本県では、併設型として、県立浜松西高等学校及び同中等部（平成14年度設置）、県立清水南高等学校及び同中等部（平成15年度設置）、沼津市立沼津高等学校及び同中等部（平成15年度設置）の3校、連携型として、県立川根高等学校並びに川根町立川根中学校、同笹間中学校、中川根町立中川根中学校及び本川根町立本川根中学校との間で実施されている。（平成14年度）

【通信制課程】

添削指導、スクーリング（面接指導）及び試験において、一定の基準を満たすことで単位を取得し、卒業要件を満たす単位を取得することで卒業ができる単位制の課程である。本県では静岡中央高等学校に設置されている。

スクーリングは、静岡中央高等学校において水曜日と日曜日に実施しているが、これとは別に、東部地域と西部地域に居住する生徒のために、沼津西高等学校、浜松南高等学校を協力校として日曜日に実施している。

通信制課程では、上記の方法に加え、放送による指導、インターネット等を利用した指導が実施されている。

【産業教育審議会】

静岡県産業教育審議会は、「産業教育振興法（昭和26年法律第228号）」第11条の規定に基づき、「静岡県産業教育審議会条例（昭和27年条例第32号）」によって設置される審議会である。

産業審議会の目的は、総合計画の樹立や産業教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること等、産業教育の振興に係る重要事項について、県教育委員会の諮問に応じて調査審議し、県教育委員会に建議することである。

なお、平成16年6月に諮問した「新たな時代に対応した本県職業教育の在り方について」に関し調査審議を行い、平成17年2月に答申が出された。

資料編目次

1	「高等学校等進路希望状況調査」の結果（9月）と募集定員の状況	1
2	高等学校等進学率（通信制課程を含まない）の推移	2
3	中学校卒業後の進路状況（平成16年3月卒業）	3
4	学区別中学校卒業生数の推移（見込）	4
5	公立全日制課程高等学校卒業後の進路状況及び大学等進学率の推移	5
6	職業別求人・就職者数	6
7	通学区域の状況	7
8	全日制課程設置学科（公私立）	8
9	入学者選抜制度の改善及び学区間の生徒の動向	9
10	高等学校学習指導要領上の普通教育に関する各教科の目標	10
11	高等学校学習指導要領上の専門教育に関する各教科の目標	11
12	本県の総合学科の概要	12
13	本県の全日制課程普通科の単位制高等学校の概要	13
14	本県の共生・共育の概要	14
15	本県の中高一貫教育の概要	15
16	平成16年度募集学級数別学校一覧（公立全日制課程）	16
17	県内高等学校中途退学者の状況（公私立）	17
18	静岡県教職員研修指針	18

1 「高等学校等進路希望状況調査」の結果（9月）と募集定員の状況

（対象：中学校3年生、実施期日：毎年9月1日）

（1）公私別進路希望状況（県内全日制課程）

（志望校未定者を除く）

	公立志望	私立志望
平成14年	34,638人 (90.0%)	3,855人 (10.0%)
平成15年	33,549人 (90.5%)	3,503人 (9.5%)
平成16年	31,511人 (89.8%)	3,588人 (10.2%)

（2）公立高等学校学科別進路希望状況（県内全日制課程）

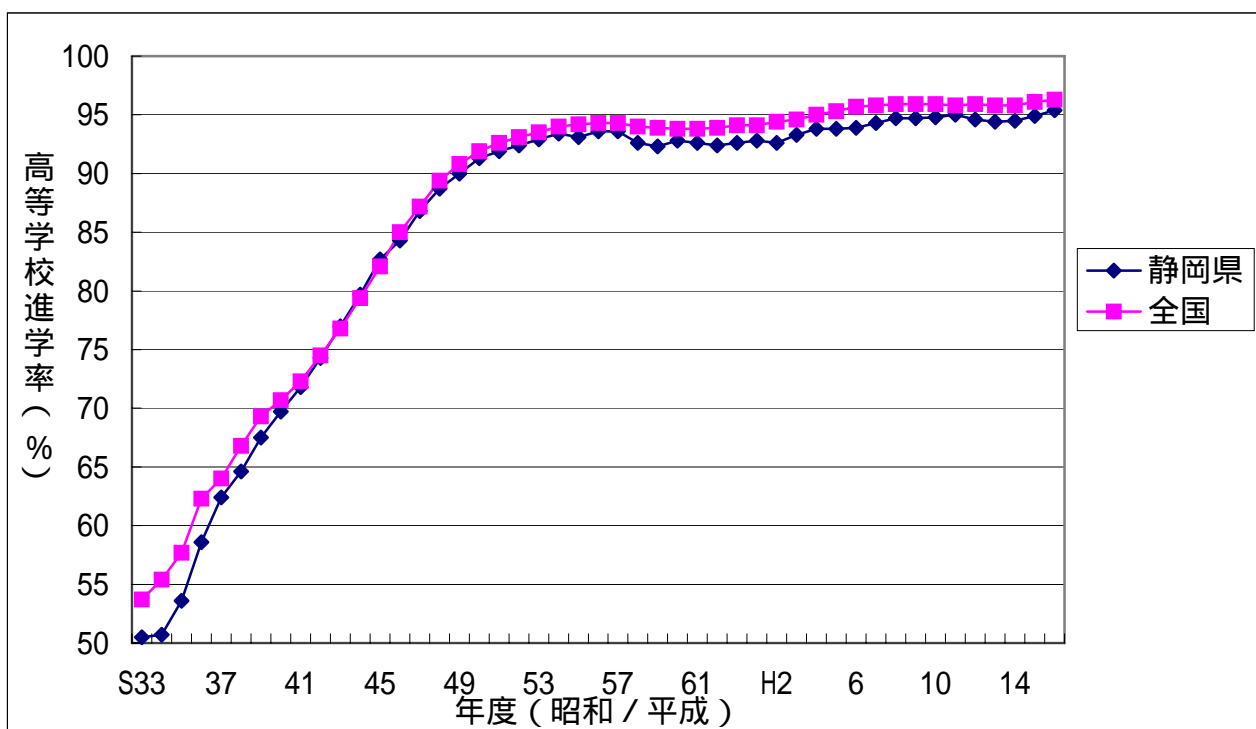
（志望校未定者を除く）

	普通科等	専門学科	総合学科	計
平成14年	24,200人 (69.8%)	9,584人 (27.7%)	854人 (2.5%)	34,638人 (100.0%)
平成15年	23,158人 (69.0%)	9,520人 (28.4%)	871人 (2.6%)	33,549人 (100.0%)
平成16年	21,623人 (68.6%)	8,864人 (28.1%)	1,024人 (3.3%)	31,511人 (100.0%)

（3）公立高等学校募集定員

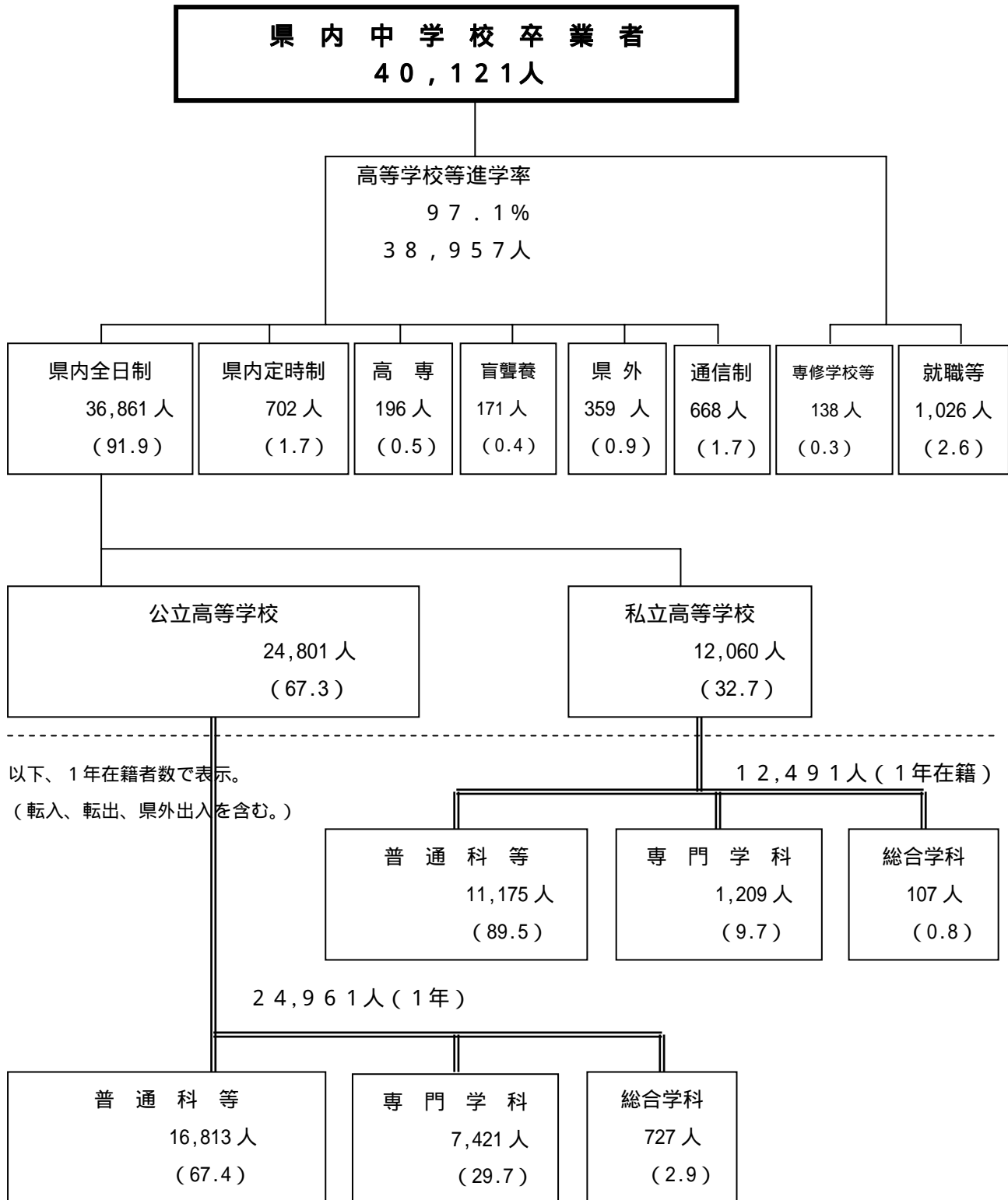
年 度	普通科等	専門学科	総合学科	計
平成15年度	17,600人 (67.5%)	7,720人 (29.6%)	760人 (2.9%)	26,080人 (100.0%)
平成16年度	16,725人 (67.4%)	7,355人 (29.7%)	720人 (2.9%)	24,800人 (100.0%)
平成17年度	15,965人 (67.3%)	6,835人 (28.8%)	920人 (3.9%)	23,720人 (100.0%)

2 高等学校等進学率（通信制課程を含まない）の推移



年	S33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
本県	50.5	50.7	53.6	58.6	62.4	64.6	67.5	69.7	71.8	74.3	77.0	79.7
全国	53.7	55.4	57.7	62.3	64.0	66.8	69.3	70.7	72.3	74.5	76.8	79.4
年	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
本県	82.7	84.3	86.8	88.7	90.0	91.3	91.9	92.4	92.9	93.4	93.1	93.6
全国	82.1	85.0	87.2	89.4	90.8	91.9	92.6	93.1	93.5	94.0	94.2	94.3
年	57	58	59	60	61	62	63	H 1	2	3	4	5
本県	93.6	92.6	92.3	92.8	92.6	92.4	92.6	92.8	92.6	93.3	93.8	93.8
全国	94.3	94.0	93.9	93.8	93.8	93.9	94.1	94.1	94.4	94.6	95.0	95.3
年	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
本県	93.9	94.3	94.7	94.7	94.8	95.0	94.6	94.4	94.5	94.9	95.4	
全国	95.7	95.8	95.9	95.9	95.9	95.8	95.9	95.8	95.8	96.1	96.3	

3 中学校卒業後の進路状況（平成 16 年 3 月卒業）



4 学区別中学校卒業生数の推移（見込）

学区別中学校卒業生数の推移（見込）

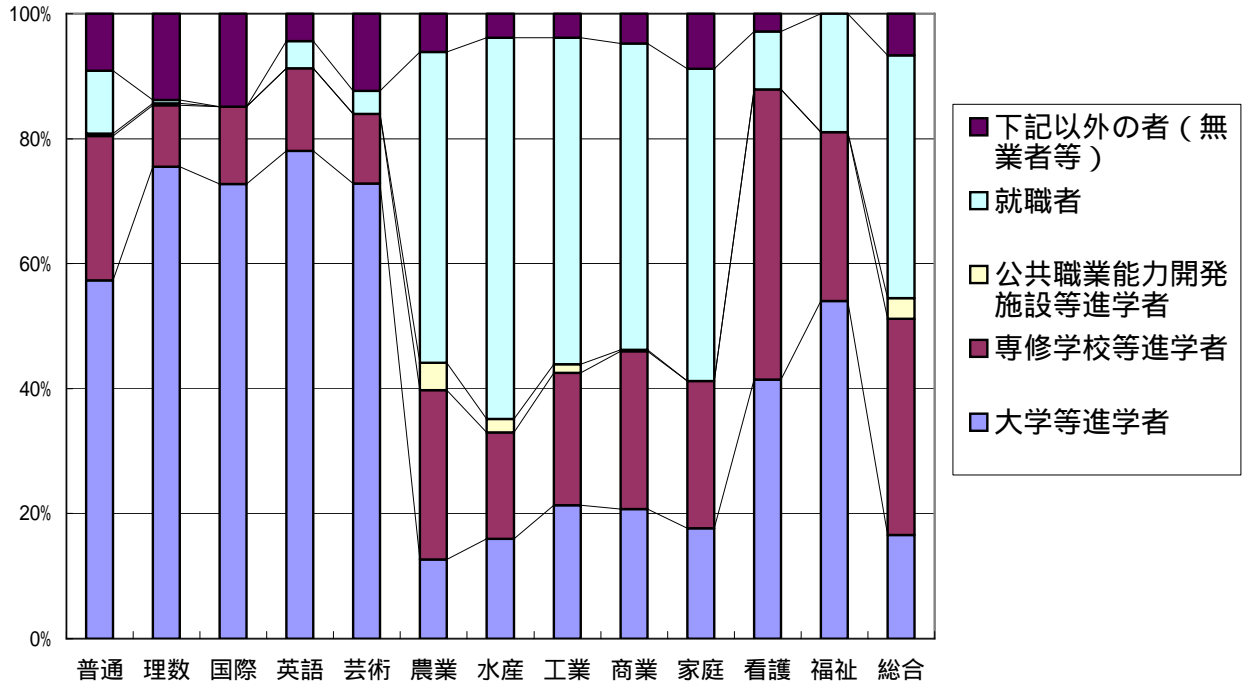
平成16年5月1日現在。平成16年度以降は、「学校基本調査」及び
 「平成15年度静岡県推計人口年報」（県生活統計室）
 下段は平成16年3月中学校卒業生数を100とした割合

卒業年度	平成1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
賀茂	1,380	1,278	1,156	1,213	1,061	1,069	973	951	903	903	824	833	817	764	738	681	670	642	649	618	647	601	582	601	622	609	609	
田方	6,621	6,350	5,914	5,671	5,471	5,169	4,740	4,687	4,705	4,607	4,522	4,364	4,271	4,235	4,173	4,037	3,900	4,080	3,899	3,999	4,088	3,823	4,035	3,812	3,769	3,849	3,990	3,990
沼津	5,949	5,787	5,336	5,208	5,115	4,997	4,658	4,583	4,546	4,435	4,325	4,138	4,127	4,021	3,975	3,825	3,575	3,770	3,571	3,649	3,742	3,556	3,660	3,502	3,581	3,604	3,720	3,720
富士	150	146	134	131	129	126	117	115	114	112	109	104	104	101	100	96	90	95	90	92	94	90	92	88	90	91	94	94
富士	6,374	5,826	5,599	5,503	5,234	5,217	4,862	4,779	4,924	4,790	4,909	4,667	4,478	4,510	4,272	4,097	4,042	3,963	3,819	4,102	4,211	3,964	4,033	3,889	3,970	3,939	3,908	3,908
清庵	149	136	131	129	123	122	114	112	115	112	115	109	105	106	100	96	95	93	89	96	99	93	94	91	93	92	92	92
清庵	4,205	4,092	3,775	3,567	3,449	3,374	3,116	3,013	3,010	2,951	2,887	2,719	2,608	2,661	2,532	2,387	2,309	2,377	2,242	2,271	2,355	2,246	2,259	2,377	2,435	2,321	2,450	2,450
静岡	166	162	149	141	136	133	123	119	119	117	114	107	103	105	100	94	91	94	89	90	93	89	89	94	96	92	97	97
静岡	8,092	7,648	7,306	6,943	6,922	6,477	6,222	6,228	5,950	6,116	5,782	5,597	5,174	5,173	4,878	4,627	4,629	4,632	4,268	4,352	4,494	4,261	4,246	4,442	4,310	4,046	4,304	4,304
志摩	166	157	150	142	142	133	128	128	122	125	119	115	106	106	100	95	95	95	88	89	92	87	87	91	88	83	88	88
志摩	7,757	7,545	7,158	7,006	6,863	6,746	6,280	6,241	6,248	6,192	6,282	5,866	5,756	5,689	5,364	5,083	4,854	4,952	4,814	4,785	4,978	4,593	4,759	4,660	4,650	4,673	4,663	4,663
小笠	123	123	117	120	120	122	113	117	113	119	119	112	108	110	100	95	89	90	86	86	90	84	82	80	86	82	90	90
小笠	2,653	2,642	2,527	2,587	2,582	2,621	2,442	2,511	2,432	2,567	2,561	2,403	2,326	2,370	2,153	2,038	1,907	1,945	1,851	1,852	1,933	1,797	1,754	1,727	1,855	1,767	1,945	1,945
磐田	4,711	4,536	4,532	4,419	4,336	4,279	3,979	4,157	4,019	4,099	3,973	3,782	3,639	3,657	3,398	3,175	3,072	3,003	2,976	2,950	2,920	2,789	2,832	2,698	2,807	2,879	3,067	3,067
西遠	139	134	133	130	128	126	117	122	118	121	117	111	107	108	100	93	90	88	88	87	86	82	83	79	83	85	90	90
西遠	12,591	11,819	11,362	10,970	10,599	10,562	9,788	9,902	9,753	9,856	9,525	9,458	8,942	9,002	8,638	8,242	7,895	8,024	7,672	7,928	8,007	7,743	8,019	7,950	8,288	8,253	8,482	8,482
県計	60,333	57,523	54,665	53,087	51,632	50,511	47,060	47,052	46,490	46,516	45,590	43,827	42,138	42,062	40,121	38,192	36,853	37,388	35,761	36,506	37,375	35,373	36,179	35,658	36,287	35,940	37,138	37,138
	150	143	136	132	129	126	117	117	116	116	114	109	105	105	100	95	92	93	89	91	93	88	90	89	90	90	93	93

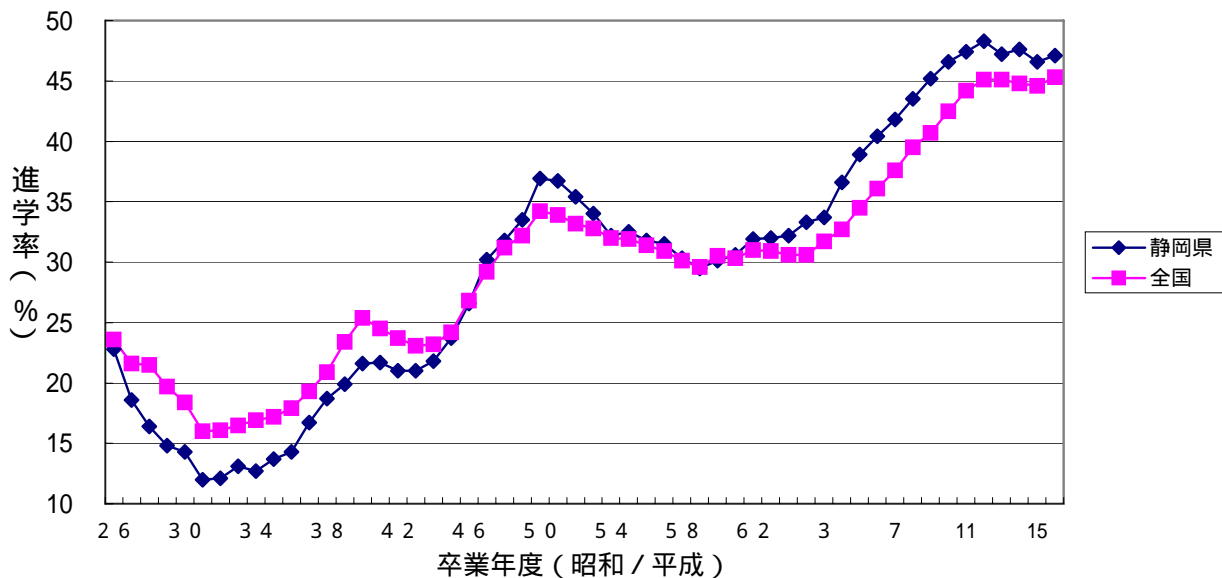
5 公立全日制課程高等学校卒業後の進路状況及び大学等進学率の推移

(学校基本調査をもとに作成)

公立全日制課程高等学校卒業後の学科別進路状況(平成16年3月卒業生)



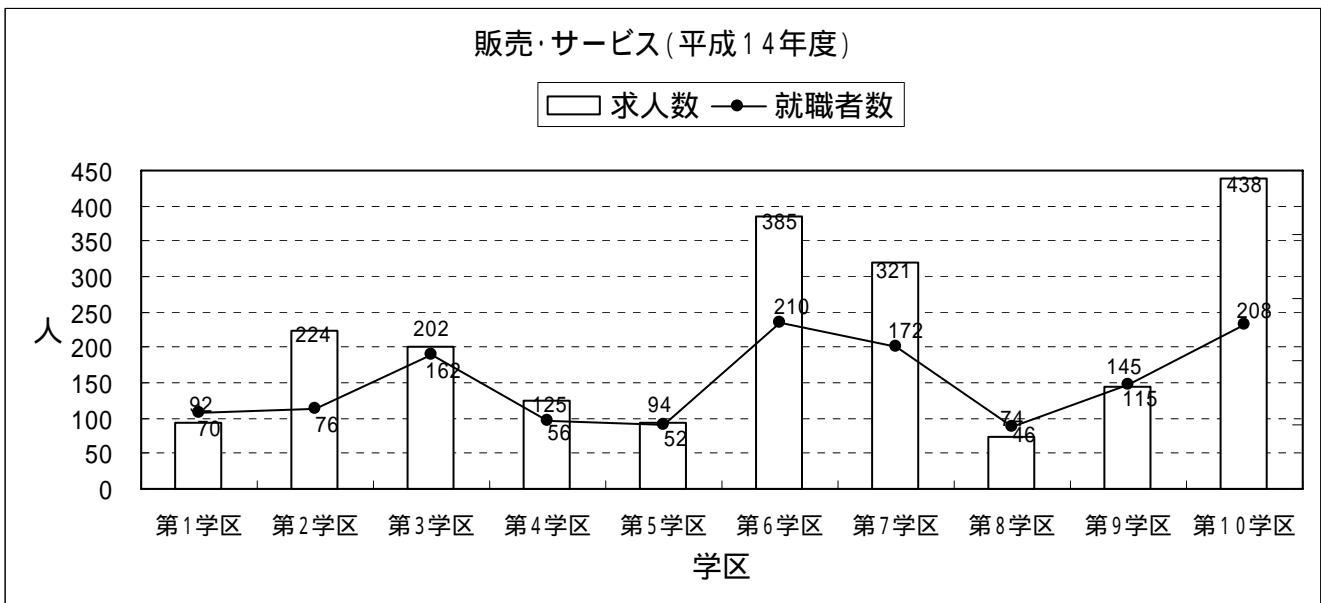
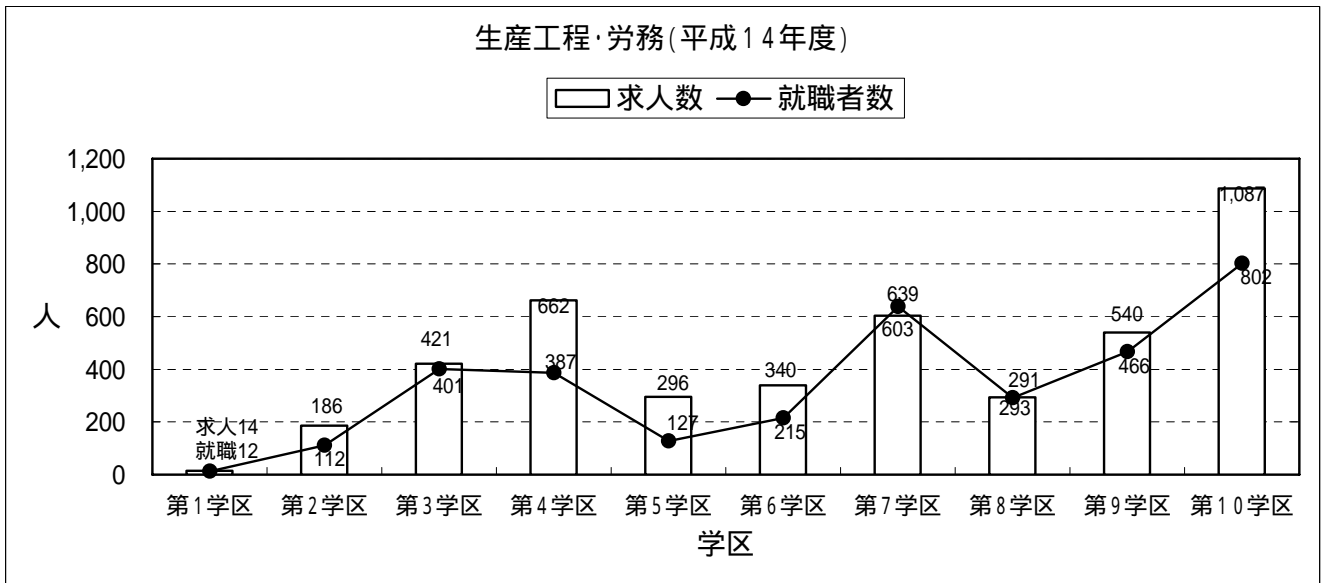
大学等進学率の推移



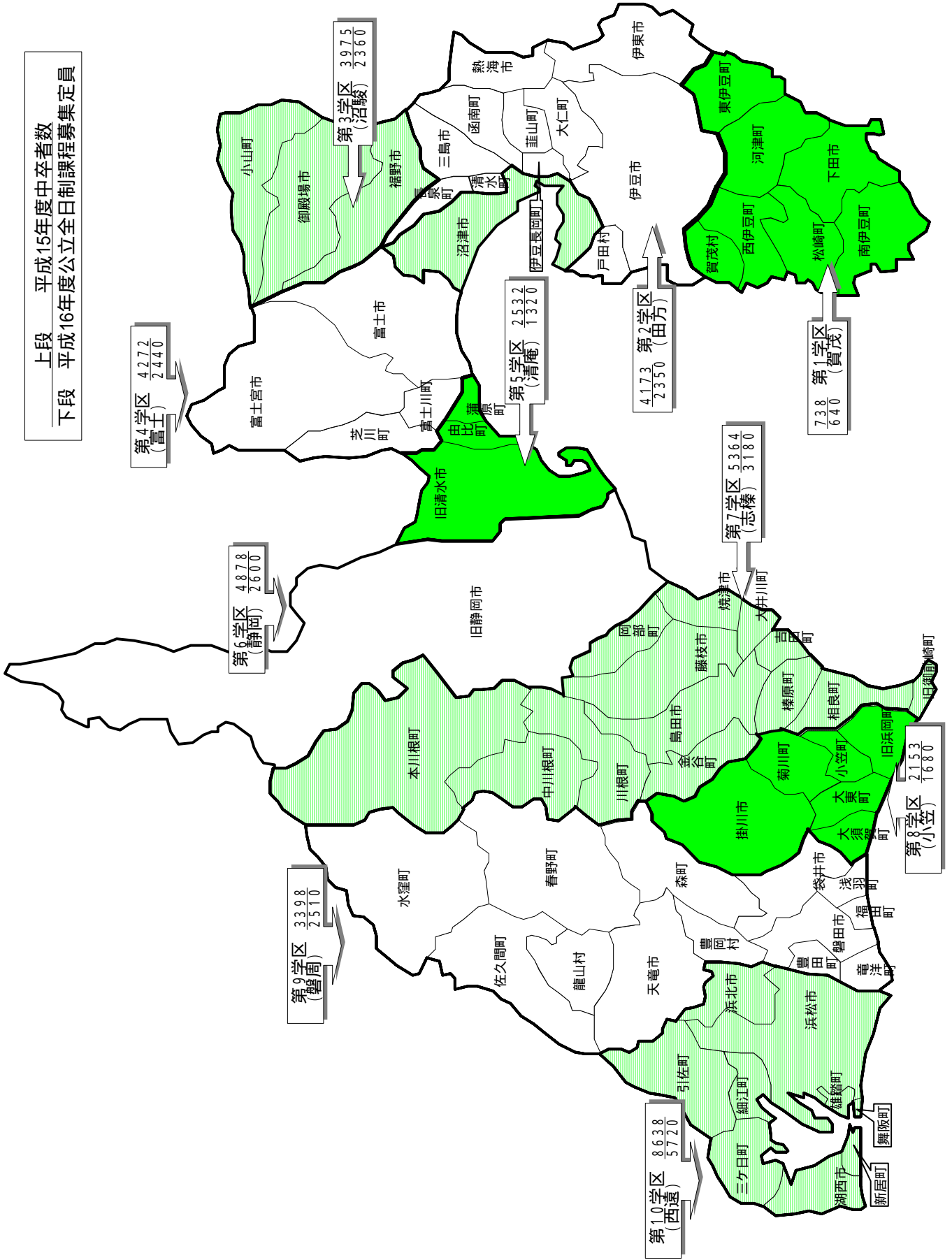
大学等進学者：大学(学部) 短期大学(本科) 大学・短期大学の通信制教育部(正規の課程)及び放送大学(全科履修生) 大学・短期大学(別科) 高等学校(専攻科)及び盲・聾・養護学校高等部(専攻科)へ進学した者及び進学かつ就職した者

6 職業別求人・就職者数

(平成14年度「新規学卒者職業紹介状況報告(年報)」(厚生労働省静岡労働局)をもとに作成)



7 通学区域の状況



8 全日制課程設置学科（公私立）

		公 立		私 立	
1	普通教育を主とする学科	1 普通科	(73)	1 普通科	(39)
2	職業 専門 教育 に 関 主 と す る 学 科	1 園芸学科	(1)		
		2 食品科学科	(3)		
		3 生活科学科	(2)		
		4 環境システム科	(1)		
		5 環境科学科	(2)		
		6 生産流通科	2 (5)		
		7 生産物産科	(2)		
		8 生産科学科	(3)		
		9 産業技術科	(1)		
		10 産業技術科	(1)		
		11 園芸デザイン科	(1)		
		12 動物科学科	(1)		
		13 ライフデザイン科	(1)		
		14 森林科学科	(1)		
	1 栽培漁業科	(1)			
	2 航海工学科	(1)			
	3 食品科学科	(1)			
	4 流通情報科	(1)			
	5 マリン開発科	(1)			
	1 機械科	(9)	1 機械科	(1)	
2 電子機械科	(8)	2 自動車工業科	(1)		
3 材料技術科	(1)	3 電気科	(1)		
4 電気技術科	(8)	4 科学技術科	2 (2)		
5 電子電気科	(1)				
6 電子技術科	(4)				
7 情報技術科	(5)				
8 情報科学科	1 (1)				
9 情報システム科	(1)				
10 建築科学科	(5)				
11 建築デザイン科	(1)				
12 設備システム科	(1)				
13 土木工学科	(3)				
14 都市工学科	(1)				
15 システム化学科	1 (4)				
16 環境工科学科	(1)				
17 繊維システム科	(1)				
18 インテリア科	1 (1)				
19 デザイン科	(1)				
20 産業技術科	(1)				
21 数理工学科	(1)				
1 商業経済科	(9)	1 商業科	(4)		
2 流通経済科	(3)	2 ビジネス科	(1)		
3 経理科	2 (4)	3 情報ビジネス科	(2)		
4 会計科	1 (2)				
5 情報処理科	3 (6)				
6 情報ビジネス科	(4)				
7 情報経営科	(1)				
8 国際経済科	2 (4)				
9 総合ビジネス科	(3)				
10 経理ビジネス科	(1)				
11 国際ビジネス科	(2)				
1 情報デザイン科	(1)	1 家政科	(1)		
2 食物理科		2 食物理科	(1)		
3 生活デザイン科		3 調理科	(1)		
4 生活デザイン科		4 生活デザイン科	(1)		
福祉に関する学科	1 福祉科	(3)	1 福祉科	(2)	
外国語に関する学科	1 英語科	(3)			
理数に関する学科	1 理数科	1 (10)	1 理数科	(2)	
英数に関する学科			1 英数科	(5)	
3	その他の専門 学科	1 芸術科	(3)	1 美術デザイン科	(1)
				2 美術工芸デザイン科	(1)
				3 美術造形科	(1)
				4 音楽科	(2)
				5 電子音楽科	(1)
国際に関する学科	1 国際科	(3)	1 国際コミュニケーション科	(1)	
3 総合学科	1 総合学科	(3)	1 総合学科	(1)	

()内の数は学校数

募集停止の学校数

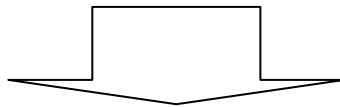
9 入学者選抜制度の改善及び学区間の生徒の動向

(1) 入学者選抜制度の変更による学区の扱い

平成 14 年度以前の入学者選抜制度

全日制普通科 ⇨ 隣接学区から募集定員の 10%以内で入学を許可

専門教育を主とする学科、総合学科
定時制の課程、通信制の課程 ⇨ 県内全域から志願可



平成 15 年度以降の入学者選抜制度

全日制普通科

- ・前期選抜 ⇨ 県内全域から志願可
- ・後期選抜 ⇨ 隣接学区から志願可

専門教育を主とする学科、総合学科
定時制の課程、通信制の課程 ⇨ 県内全域から志願可

(2) 学区間の生徒の動向 (公立全日制課程普通科)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
隣接学区からの合格者	5.8% 1,043 人 / 18,000 人	6.1% 1,042 人 / 17,080 人	8.0% 1,344 人 / 16,880 人	8.6% 1,384 人 / 16,005 人
自学区・隣接学区以外からの合格者	26 人	29 人	49 人	44 人

(3) 学区間の生徒の動向 (公私別全日制課程全学科)

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立
隣接学区からの合格者	8.9% 2,447 / 27,360	22.0% 3,005 / 13,673	9.0% 2,369 / 26,240	21.6% 2,834 / 13,121	10.2% 2,660 / 26,080	23.4% 3,055 / 13,043
自学区・隣接学区以外からの合格者	129 人	491 人	120 人	471 人	123 人	490 人

10 高等学校学習指導要領上の普通教育に関する各教科の目標

(平成 11 年 3 月高等学校学習指導要領)

教科	教 育 目 標
国 語	国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力を伸ばし心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。
地理歴史	我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社会の一員として必要な自覚と資質を養う。
公 民	広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。
数 学	数学における基本的な概念や原理・法則の理解を深め、事象を数学的に考察し処理する能力を高め、数学的活動を通して創造性の基礎を培うとともに、数学的な見方や考え方のよさを認識し、それらを積極的に活用する態度を育てる。
理 科	自然に対する関心や探究心を高め、観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然観を育成する。
保健体育	心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって計画的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。
芸 術	芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、豊かな情操を養う。
外国語	外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や相手の意向などを理解したり自分の考えなどを表現したりする実践的コミュニケーション能力を養う。
家 庭	人間の健全な発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。
情 報	情報及び情報技術を活用するための知識と技能の習得を通じて、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。

11 高等学校学習指導要領上の専門教育に関する各教科の目標

(平成11年3月高等学校学習指導要領)

教科	教 育 目 標
農 業	農業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、農業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、農業に関する諸課題を主体的、合理的に解決し、農業の充実と社会の発展を図る創造的、実践的な能力と態度を育てる。
水 産	水産や海洋の各分野における生産や流通、環境などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、水産業及び海洋関連産業の意義や役割を理解させるとともに、それらの諸課題を主体的、合理的に解決し、それらの産業の充実と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。
工 業	工業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における工業の意義や役割を理解させるとともに、環境に配慮しつつ工業技術の諸問題を主体的、合理的に解決し、社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。
商 業	商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、ビジネスに対する望ましい心構えや理念を身に付けさせるとともに、ビジネスの諸活動を主体的、合理的に行い、経済社会の発展に寄与する能力と態度を育てる。
家 庭	家庭の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生活産業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、家庭の各分野に関する諸課題を主体的、合理的に解決し、社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。
看 護	看護に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、看護の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てる。
福 祉	社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。
情 報	情報の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における情報の意義や役割を理解させるとともに、高度情報通信社会の諸課題を主体的、合理的に解決し、社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。
英 語	英語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や相手の意向などを理解したり自分の考えなどを表現したりする実践的コミュニケーション能力を養う。
理 数	事象を探究する過程を通じて、自然科学及び数学における基本的な概念、原理・法則などについての系統的な理解を深め、科学的、数学的に考察し、処理する能力と態度を育て、創造的な能力を高める。
音 楽	音楽に関する専門的な学習を通して、創造的な表現に必要な知識や技術を習得させるとともに、音楽に対する豊かな感性と音楽文化の発展に寄与する態度を育てる。
美 術	美術に関する専門的な学習を通して、美的体験を豊かにし、感性や創造的な表現と鑑賞の能力を高めるとともに、美術文化の発展と創造に寄与する意欲と態度を養う。
体 育	心と体を一体としてとらえ、運動についての理解と運動の合理的な実践を通して、高度な運動技能を習得できるようにし、心身ともに健全な人間の育成に資するとともに、体育・スポーツの振興発展に寄与する資質や能力を育て、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。

12 本県の総合学科の概要

総合学科	小笠高等学校	富岳館高等学校	藤枝北高等学校
設置年度	平成7年度	平成14年度	平成15年度
理念・特色	<ul style="list-style-type: none"> ・普通科及び専門学科に並ぶ、第3の学科として設置する。 ・将来の職業選択を視野に入れ自己の進路への自覚を深めさせるため、「産業社会と人間」及び専門教育に関する各教科・科目を合わせて25単位以上設ける。 ・多様な普通科目及び専門科目の中から、自己の興味・関心、進路希望等に基づき主体的な選択履修をすることができ、進学にも就職にも対応できる。 ・生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習を重視する。 ・「単位制による課程」を採用する。 		
教育方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な目的意識を持たせるキャリア教育を推進する。 ・進路希望を実現できる進路支援システムを確立する。 ・「確かな学力」を向上させるため「基礎学力」の定着を図る。 ・特色があり、魅力ある総合学科の確立を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら考え自ら行動する力を育成する。 ・表現力、理解力、コミュニケーション能力等の国語力や英語力を育成し、国際化、情報化に対応した教育の推進を図る。 ・総合学科の特色を十分に活かし、一人一人の自己実現に向けて支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己実現をめざして自ら課題を見つけ考え学ぶ、心身ともにたくましい人間の育成に努める。 ・生徒一人一人に応じた学習・進路指導を通して、個性の伸長と望ましい勤労観・職業観の育成に努める。 ・基礎・基本と幅広い視野を身に付け、同時に、専門性を生かした実践的知識・技術の習得を図る。
教育課程の概要	1年次には必修科目を中心として学習し、2年次以降は生徒各自の興味・関心、進路希望等に合わせて、多数の選択科目の中から自由に選択して学習する。		
系 列	人文国際 自然科学 農業科学 情報技術 ビジネス情報 芸術 健康	社会科学 自然科学 国際教養 健康福祉 生物生命 建設インテ リア 情報ビジネス	人間社会 自然科学 園芸科学 食品科学 情報科学 環境化学
特色ある教科・科目等	< 専門教育に関する科目 > 農業、工業、商業、家庭、福祉、体育、音楽、美術、英語に関する科目	< 専門教育に関する科目 > 農業、工業、商業、家庭、福祉、体育、英語に関する科目	< 専門教育に関する科目 > 農業、工業、商業、家庭、福祉に関する科目

13 本県の全日制課程普通科の単位制高等学校の概要

全日制単位制	沼津東高等学校	三島南高等学校	掛川東高等学校
設置年度	平成 8 年度	平成 13 年度	平成 16 年度
理念・特色	<ul style="list-style-type: none"> ・各生徒が、学年の枠にとらわれず、自主性・主体性をもって、自らの興味・関心、進路希望、適性や学習計画に基づき、学びたい時期に学習できる。 ・多様な科目の中から積極的な選択学習をすることにより、生徒の能力や可能性を伸ばすとともに、独創性や創造性、豊かな感性を育成する。 ・異なる年次、年齢の生徒との交流により、人間形成上有意義な体験をすることができる。開設講座の一部は、年次の壁を越えて受講可能である。 		
教育方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・普通教育及び理数教育の実績を生かし、多様な科目の中から積極的な選択学習を行うことにより、生徒の学習能力をさらに伸ばす。 ・21世紀の国際社会の発展に貢献できる豊かな個性や創造力を養う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業教育の実績を継承するとともに、新時代のニーズ（環境、情報、演劇等）に対応した多くの専門科目を設置し、環境教育・情報・国際理解等を積極的に行う。 ・生涯学習社会の理念を踏まえ、生涯にわたって学習する能力を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護教育の実績を継承するとともに、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた主体的な学習ができるよう、多様な選択科目を開設する。
教育課程の概要	1年次には必修科目を中心として学習し、2年次以降は生徒各自の興味・関心、進路希望等に合わせて、多数の選択科目の中から自由に選択して学習する。		
学 科	普通科	理数科	普通科
系	/		社会教養系 国際理解系 数理系 環境科学系 総合芸術系 情報ビジネス系 スポーツ系 生活文化系
特色ある教科・科目等	<学校設定科目> 国語 静岡県の文学 地歴 史料研究、地域研究 数学 数学演習、課題研究 理科 課題研究 <専門教育に関する科目> 英語 時事英語 体育 体育理論、スポーツ 音楽 音楽理論 美術 ビジュアルデザイン	<学校設定教科・科目> 舞台芸術 舞台芸術概論 国語 伊豆の文学 公民 新聞講読とマルチメディア 理科 富士山と周辺の自然 芸術 生活書道 外国語 中国語、スペイン語 <専門教育に関する科目> 農業、商業、家庭、体育、音楽、美術、英語に関する科目	<学校設定科目> 国語 ビジュアル国語 芸術 音楽史、臨書研究 体育 ライフスポーツ 家庭 ヤングクッキング <専門教育に関する科目> 家庭、福祉、看護に関する科目

14 本県の共生・共育の概要

高校名	伊東城ヶ崎高等学校		静岡南高等学校		
分校名	東部養護学校伊東分校（高等部）		静岡北養護学校南の丘分校（高等部）		
開校年度	平成 14 年度		平成 16 年度		
対象	知的・肢体障害		比較的軽度の知的障害		
在籍者等		知的障害	肢体障害		知的障害
	1年	11	0	1年	16
	2年	7	0	計	16
	3年	5	0		
	計	23	0		
対象地区	東伊豆地区（熱海市南部、伊東市、中伊豆町、東伊豆町、河津町、下田市）に居住する者		静岡市、庵原地区（由比町、蒲原町、富士川町）に居住する者		
交流内容	<ul style="list-style-type: none"> ・科目「家庭看護・福祉」において、分校高等部教員を講師とし障害児教育に関する授業を実施 ・伊東城ヶ崎高等学校の体育大会に、高等部生徒が参加 ・文化祭、野球地区大会の応援や日常生活における交流 		<ul style="list-style-type: none"> ・静岡南高等学校の体育大会に、高等部生徒が参加 ・静岡南高等学校の生徒と分校生徒が昼食交流会を実施 ・学校公開日に音楽の交流授業を実施 ・部活動の交流（バスケットボール、サッカー） 		

在籍者数は、平成 16 年 5 月 1 日現在

養護学校（高等部）の在籍者数の推移（各年度とも 5 月 1 日現在）

年 度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
在籍者数	881 人	934 人	1,012 人	1,081 人	1,149 人
増加割合	100	106	115	123	130

増加割合は、平成 12 年度の在籍者数を 100 とした場合の数値

15 本県の中高一貫教育の概要

開始年度	学 校 名	概 要
平成 14 年度	併設型 県立浜松西高等学校 同 中等部	<p>< 完成年度定員 > 高等学校 5 学級 / 学年 中学校 4 学級 / 学年</p> <p>< 特色等 > ・ 55 分授業 ・ 少人数指導 ・ 豊かな表現力や数理分野を育てる教科・科目</p>
平成 14 年度	連携型 県立川根高等学校 町立本川根中学校 町立中川根中学校 町立川 根中学校 町立笹 間中学校	<p>< 川根高等学校定員 > 3 学級 / 学年</p> <p>< 特色等 > ・ 6 年間を見通したシラバス ・ 中高教員による相互の授業交流 (チームティーチング) ・ 学力向上のためのチャレンジテスト</p>
平成 15 年度	併設型 県立清水南高等学校 同 中等部	<p>< 完成年度定員 > 高等学校 4 学級 / 学年 中学校 2 学級 / 学年</p> <p>< 特色等 > ・ 高等学校に普通科・芸術科併置 ・ ティームティーチング、少人数指導 ・ 芸術分野の早期専門教育</p>
平成 15 年度	併設型 沼津市立沼津高等学校 同 中等部	<p>< 完成年度定員 > 高等学校 5 学級 / 学年 中学校 2 学級 / 学年</p> <p>< 特色等 > ・ 公募による民間人校長 (高等学校) ・ 少人数指導 ・ 幅広い選択教科・科目</p>

全国の設置者別・設置形態別設置数の状況 (平成 16 年度現在)

設置者	設置校数	設置校数の設置形態別内訳		
		中等教育学校	併設型	連携型
公 立	107 校	7 校	35 校	65 校
私 立	42 校	9 校	32 校	1 校
国 立	3 校	2 校	1 校	0 校
合 計	152 校	18 校	68 校	66 校

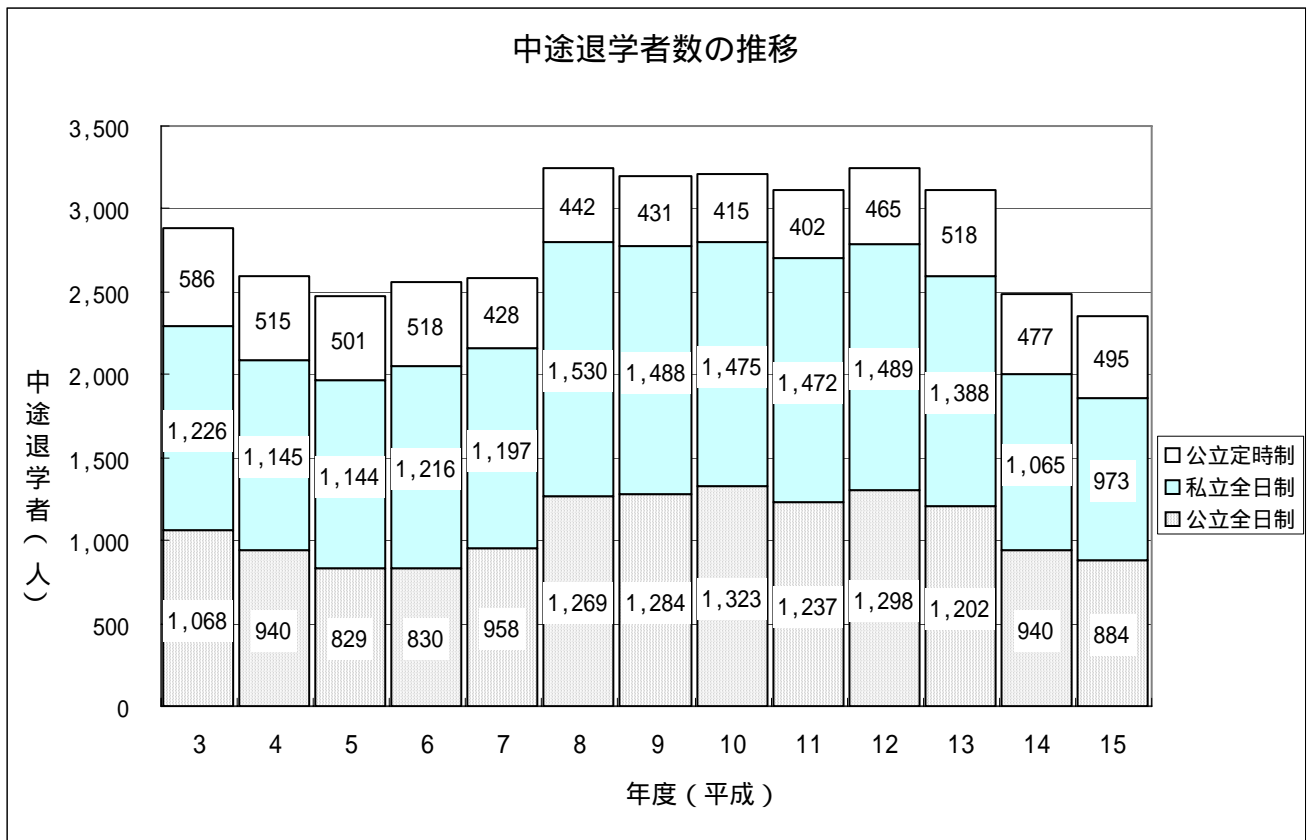
16 平成16年度募集学級数別学校一覧（公立全日制課程）

	1学級	2学級	3学級	4学級	5学級	6学級	7学級	8学級	9学級	10学級	計
賀 茂	(南伊豆分)		松崎	下田南	下田北						5校 16学級
			稲取								
田 方		土肥	熱海	伊東商業	伊東	三島北	韮山				13校 59学級
		伊東城ヶ崎		大仁	修善寺工業	三島南					
				長泉	田方農業	伊豆中央					
沼 駿					裾野	御殿場	沼津東				10校 59学級
					沼津商業	御殿場南	沼津工業				
					市立沼津	小山					
						沼津西					
						沼津城北					
富 士						吉原	富士宮北	富士			9校 61学級
						吉原工業		富士東			
						市立吉原商業		富士宮西			
						富士宮東					
						富岳館					
清 庵					庵原	市立清水商業	清水東				6校 33学級
					清水西						
					清水南						
					清水工業						
静 岡					静岡城北	静岡西	静岡商業	静岡			10校 65学級
					静岡南	静岡農業		静岡東			
						静岡工業		静岡市立			
						静岡市立商業					
志 榛			川根	金谷	焼津水産	藤枝西	焼津中央				14校 80学級
					藤枝北	大井川	藤枝東				
					島田商業	島田工業	島田				
					吉田		榛原				
							相良				
小 笠					横須賀	池新田	掛川東	掛川工業	掛川西		6校 42学級
							小笠				
磐 周		春野		森	二俣	袋井商業	磐田北	袋井	磐田南		12校 63学級
		佐久間		周智	磐田農業		磐田西				
				天竜林業							
西 遠			三ヶ日	農業経営	浜松西	新居	湖西	浜松江之島	浜松湖東	浜松北	19校 143学級
					引佐			浜松東	浜松湖南	浜松南	
					気賀			浜北西	浜松工業	浜松市立	
									浜松城北工業		
									浜松商業		
									浜名		
計	1校	4校	5校	9校	23校	24校	16校	11校	8校	3校	104校

総計621学級

17 県内高等学校中途退学者の状況（公私立）

		年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
全日制	公立	在籍者	106,880	102,418	98,653	95,173	93,189	90,125	87,769	85,781	85,723	85,253	83,564	80,776	78,090
		中途退学者	1,068	940	829	830	958	1,269	1,284	1,323	1,237	1,298	1,202	940	884
		割合（％）	1.00	0.92	0.84	0.87	1.03	1.41	1.46	1.54	1.44	1.52	1.44	1.16	1.13
	私立	在籍者	53,615	51,928	50,396	48,993	47,501	45,470	43,433	41,522	41,037	40,020	38,797	37,066	36,978
		中途退学者	1,226	1,145	1,144	1,216	1,197	1,530	1,488	1,475	1,472	1,489	1,388	1,065	973
		割合（％）	2.29	2.20	2.27	2.48	2.52	3.36	3.43	3.55	3.59	3.72	3.58	2.87	2.63
公私立	在籍者	160,495	154,346	149,049	144,166	140,690	135,595	131,202	127,303	126,760	125,273	122,361	117,842	115,068	
	中途退学者	2,294	2,085	1,973	2,046	2,155	2,799	2,772	2,798	2,709	2,787	2,590	2,005	1,857	
	割合（％）	1.43	1.35	1.32	1.42	1.53	2.06	2.11	2.20	2.14	2.22	2.12	1.70	1.61	
定時制	公立	在籍者	4,015	3,629	3,450	3,473	3,248	3,171	2,929	2,775	2,675	2,811	2,928	3,003	3,168
		中途退学者	586	515	501	518	428	442	431	402	465	402	465	518	477
		割合（％）	14.60	14.19	14.52	14.92	13.18	13.94	14.71	14.95	15.03	16.54	17.69	15.88	15.63
全定	公私立	在籍者	164,510	157,975	152,499	147,639	143,938	138,766	134,131	130,078	129,435	128,084	125,289	120,845	118,236
		中途退学者	2,880	2,600	2,474	2,564	2,583	3,241	3,203	3,213	3,111	3,252	3,108	2,482	2,352
		割合（％）	1.75	1.65	1.62	1.74	1.79	2.34	2.39	2.47	2.40	2.54	2.48	2.05	1.99
	公立	在籍者	110,895	106,047	102,103	98,646	96,437	93,296	90,698	88,556	88,398	88,064	86,492	83,779	81,258
		中途退学者	1,654	1,455	1,330	1,348	1,386	1,711	1,715	1,738	1,639	1,763	1,720	1,417	1,379
		割合（％）	1.49	1.37	1.30	1.37	1.44	1.83	1.89	1.96	1.85	2.00	1.99	1.69	1.70



公立高等学校の中途退学の理由（平成 15 年度）

区分	学業不振等	病気・けが・死亡	経済的理由	問題行動等	進路変更	家庭の事情	学校生活・学業不適応	その他	計
全日制	15.4%	3.8%	2.5%	8.8%	26.1%	3.2%	36.2%	4.0%	100%
定時制	31.7%	5.7%	3.2%	3.8%	23.6%	4.1%	23.6%	4.3%	100%

18 静岡県教職員研修指針

研修の類別

	内 容	研 修 の 種 類	
基本研修	教職員の経験段階に応じ、または職務を遂行する上で、必要な基礎的素養や知識・技能の習得を図る。	経験段階（５期）に応じた研修	*別表１による
		職務別研修	管理職研修 各種主任等に関する研修 養護教諭・学校栄養職員等に関する研修 行政職員等研修
専門研修	職務の遂行や教育課題への対応など、教職員のニーズや力量に応じ、必要な知識・技能の習得と実践的指導力の育成を図る。	生涯学習推進に関する研修 学習指導（教科指導）に関する研修 生徒指導（教育相談）に関する研修 人権・同和問題に対応する研修 各種専門的指導法に関する研修 環境問題に対応する研修 健康に対応する研修 国際化に対応する研修 情報化に対応する研修	
特別研修	学校及び地域の教育を推進するため、教職員を内外の学校・研究機関・企業等に派遣するなどして、幅広い識見や教養の育成を図る。	長期研修 民間企業等長期体験研修 海外派遣研修 大学院派遣研修 内地留学 等	

別表１ < 経験段階（５期）に応じた研修 >

基礎期 （１年～５年）の研修	教育活動に必要な基礎的な知識及び指導技術を習得し、組織の一員として行動する実践的指導力をつける。	・初任者研修 ・新規採用養護教員研修等
向上期 （６年～１０年）の研修	学習指導や生徒指導等の専門的な知識及び技能を習得し、学校運営の一翼を担う力をつける。	・５年経験者研修
充実期 （１１年～１５年）の研修	学年や分掌の運営・経営等に関する知識及び技能を習得し、学校運営のための企画力を高める。	・１０年経験者研修
発展期 （１６年～２５年）の研修	学校運営・経営等に関する知識及び技能を習得し、学校運営のための調整力をつける。	・マネジメント研修
円熟期 （２６年～）の研修	学校運営全般にわたっての指導者や管理者としての力量をつける。	

研修体系の基本構想図

- ・求められる資質能力をライフステージと研修の重点との関連でとらえた研修体系は、次のようなものとなる。

